

地理的アクセスの視点で考える 高等教育機会

2026年8月26日(水)
SPODフォーラム2026 2603A
@愛媛大学

高知大学 学び創造センター
寺田悠希

概要

- 2023年9月、中央教育審議会に「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」が諮問され、2025年2月には「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」として取りまとめられました。この答申では、高等教育へのアクセス確保が重要な論点とされ、地理的観点からのアクセスにも注目が集まっています。また、**地域高等教育機会確保特例制度**においても、地域における高等教育の状況や教育機会確保の必要性を踏まえた取組が求められています。
- 本プログラムでは、**大学等の高等教育機関地域配置政策の流れを概観**したうえで、**大学・短大配置と人口分布**を手がかりに、教育機会の地域差を考えます。講義に加え、参加者自身の地域や所属機関に引きつけて考える問いかけを交えながら進めていきます。

内容

1. 導入:18歳人口の変化について
2. 戦後日本における高等教育機関地域配置政策の概観
3. 高校生人口分布と大学・短大分布の変化
4. 近接性と収容性を加味した地理的アクセスの観点
5. 近年の高等教育政策と地理的アクセスの確保
6. 将来推計人口の変化
7. RESASとjSTAT MAPを活用して現状を知る

注

- 本資料に掲載する政策・制度に関する説明および見解は講師個人のものであり、所属機関の公式見解を示すものではありません。制度の利用・申請にあたっては、関係省庁等が公表する最新の情報を必ずご確認ください。なお、本資料の利用により生じた不利益等について、講師および所属機関は責任を負いかねます。

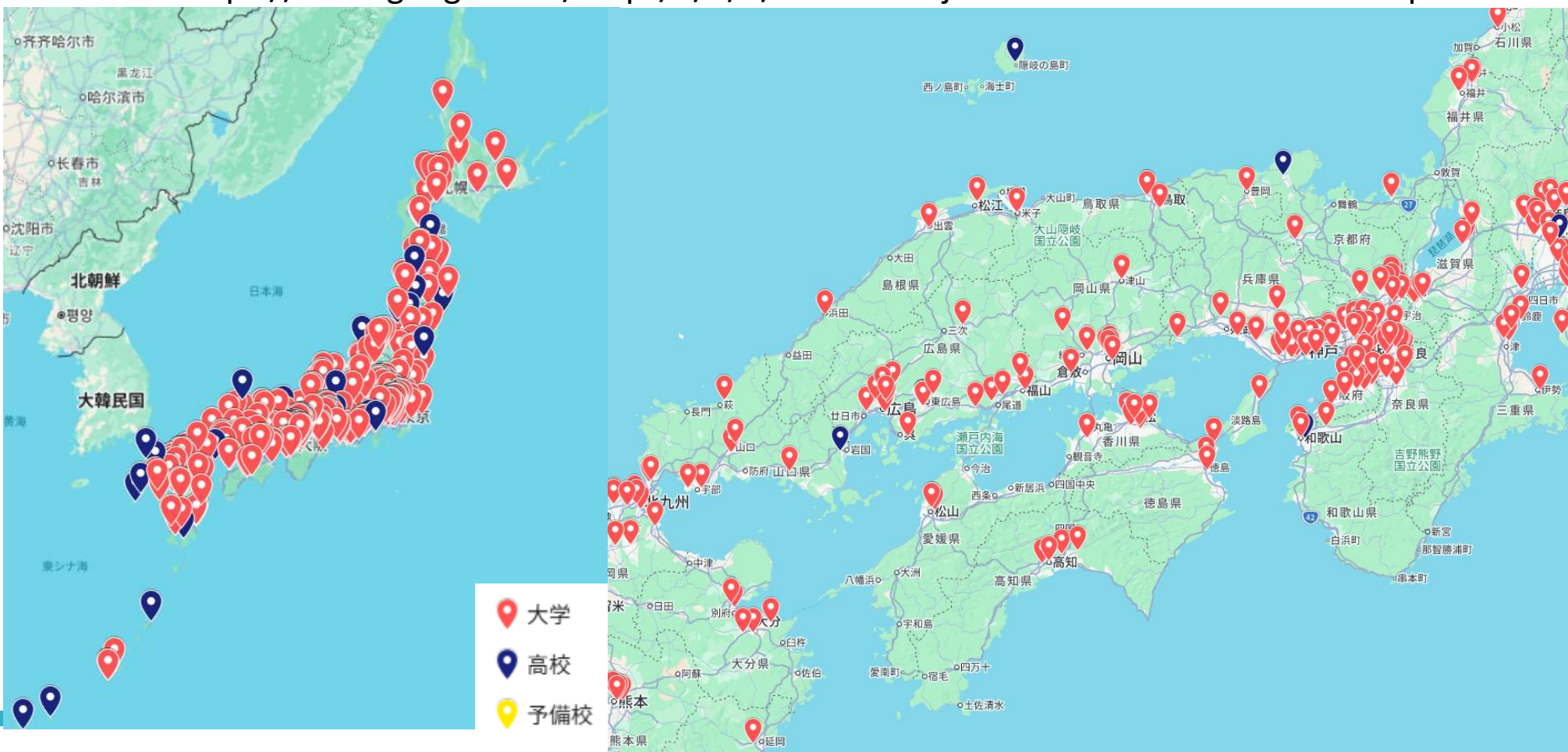
到達目標

1. 高等教育への地理的アクセスが政策課題となっている背景を説明できる。
2. 大学・短大への地理的アクセスの変化や地域差を読み取ることができる。
3. 自身の地域や所属機関に引きつけて、高等教育機会を考えるための問いを挙げることができる。

地図による可視化で高等教育機会を考える

・2025年度大学入学共通テスト会場マップ

<https://www.google.com/maps/d/u/0/viewer?hl=ja&mid=1xFwVOl90ZYWICUHiqFvVZJGFvfs-A0U>

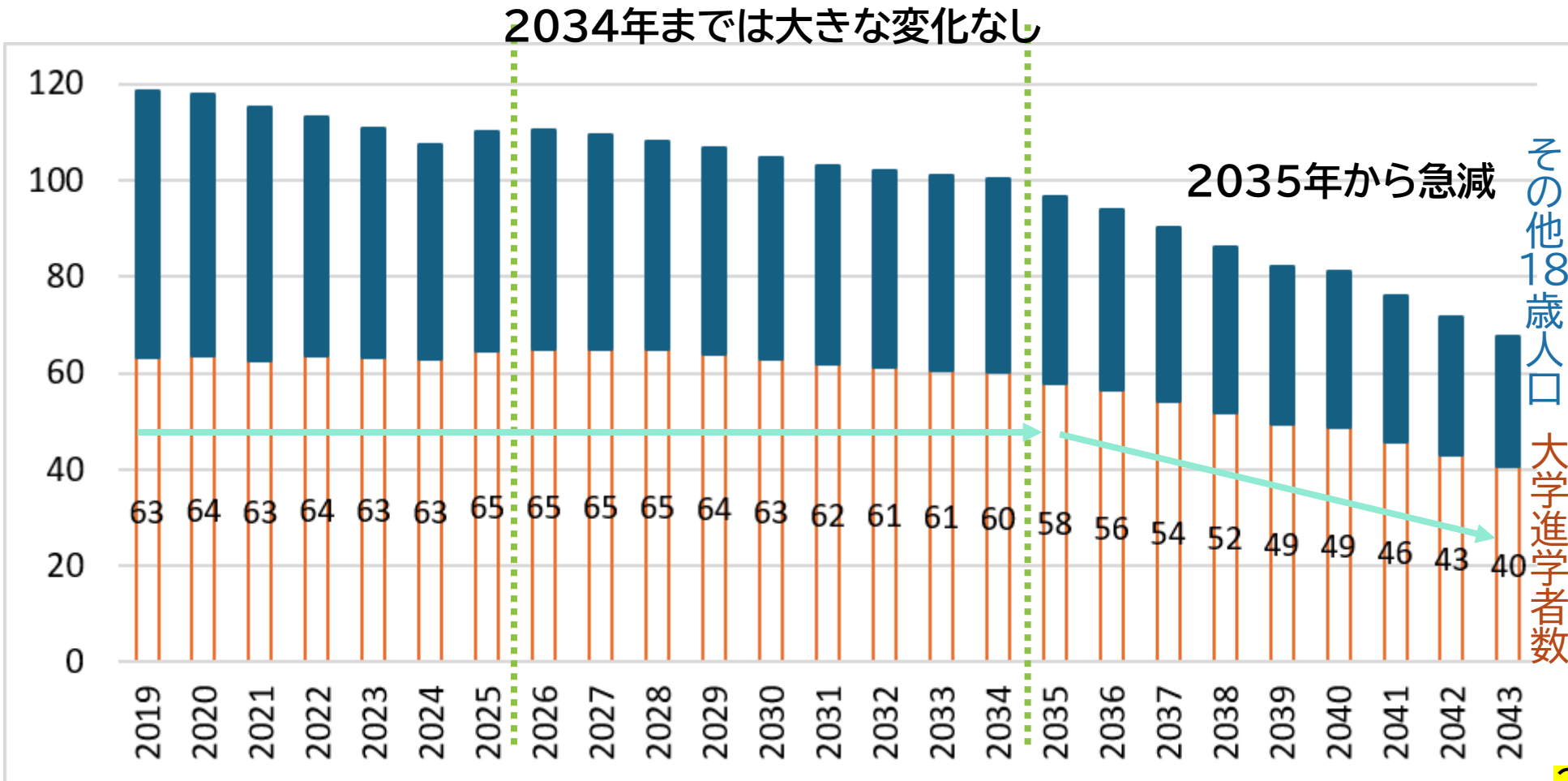


同じ地方県でも共通
会場が県内に比較的
分散している県とそ
うではない県がある

導入 大学進学者数減少のインパクト

大学進学者数減少のインパクト

18年後の未来は確定
している



2025年度までは実績値 以降は右にある仮定の下での推計値

令和時代を拡大

進学率を60%と仮定。
ただし進学者数は過
去最高の65万人で
頭打ちと仮定。

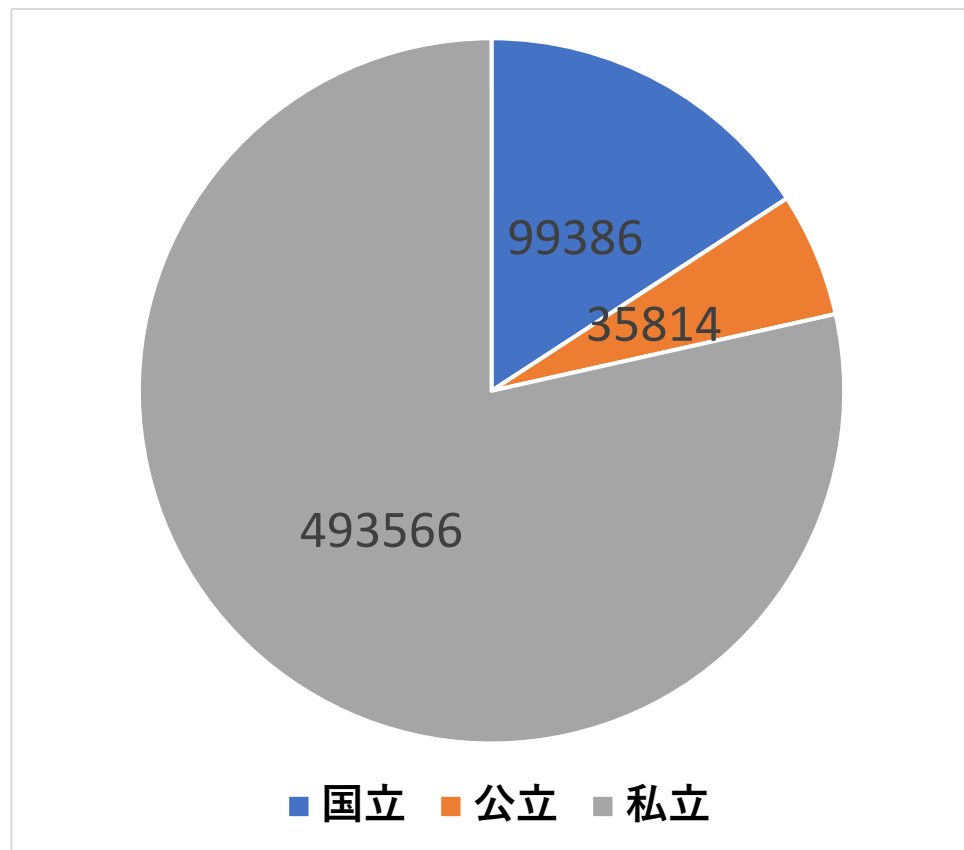
なお答申では2040
年に46万人に、と推
計。

2025→2034:5万減

2034→2043:20万減

大学進学者数減少のインパクト

2024年進学者の内訳



国立 10万人 [16%]
公立 3.5万人 [6%]
私立 49.5万人 [78%]

仮に国公立をこのまま維持すると……

国立 10万人 [22%]
公立 3.5万人 [8%]
私立 32.5万人 [70%]
(-17万人)

	18歳人口	大学進学者数
2024	106万人	63万人
2040	74万人	46万人

放送大学の学生は含まれていない

大学進学者数減少のインパクト

大学入学定員規模別 東京大学政策評価研究教育センター作成資料より作成
大学数(2017) <https://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/material/uil1.html>

入学定員	大学数	構成比
100人未満	46	6.1%
100人台	133	17.6%
200人台	111	14.7%
300人台	80	10.6%
400人台	57	7.6%
500人台	49	6.5%
600人台	32	4.2%
700人台	23	3.1%
800人台	19	2.5%
900人台	27	3.6%
1000人台前半	71	9.4%
1000人台後半	49	6.5%
2000人台	31	4.1%
3000人以上	26	3.4%

ここから下の定員合計が約47万人
(大学数は現状の1/3程度)

※もちろん,このような単純なことには
ならないことに留意

	18歳 人口	大学 進学者数
2024	106万人	63万人
2040	74万人	46万人

戦後日本における 高等教育機関地域配置政策

戦後日本における大学等地域配置政策史

本研修では**地理的**アクセスに焦点をあてる

日本の高等教育機関配置政策

1959	工業等制限法	南関東既成市街地での教室新增設規制
1964	工場等制限法	京阪神既成市街地での教室新增設規制
1976	高等教育の計画的整備について (昭和50年代前期計画)	ブロック別定員、工業（場）等制限区域・ 政令指定都市（+仙台・広島）の定員抑制
1979	高等教育の計画的整備について (昭和50年代後期計画)	ブロック別定員、 定員抑制地域は前期計画と同じ
1984	昭和61年度以降の高等教育の計画的 整備について	ブロック別定員、 定員抑制地域は前計画と同じ
1991	平成5年度以降の高等教育の計画的 整備について	定員抑制は、工業（場）等制限区域、 三大都市圏の政令指定都市で継続
1997	平成12年度以降の高等教育の将来 構想について	上記抑制方針を継続しつつ運用弾力化
2002	工業（場）等制限法廃止	南関東・京阪神の既成市街地への規制撤廃
2002	大学の質の保証に係る新たなシス テムの構築について（答申）	抑制方針の撤廃
2018	地方大学振興法	東京23区における収容定員の抑制
2028?	（東京23区への抑制撤廃予定）	

これまでの政策：
大学等が増加する中で、
特定地域の新增設を抑制す
ることによって地域間の高等教育
機会の均等化を図る
→人口減少時代には不可能

地理的アクセスの観点から、
拡大期の抑制論から
縮小期の維持論への
転換が必要

国土計画が先行した：1970年代半ばまで

国土計画

1959

首都圏の既成市街地における
工業等の制限に関する法律

1964

近畿圏の既成都市区域における
工場等の制限に関する法律

既成市街地・既成都市区域で
一定面積以上の大学教室新增設規制

1962

全国総合開発計画

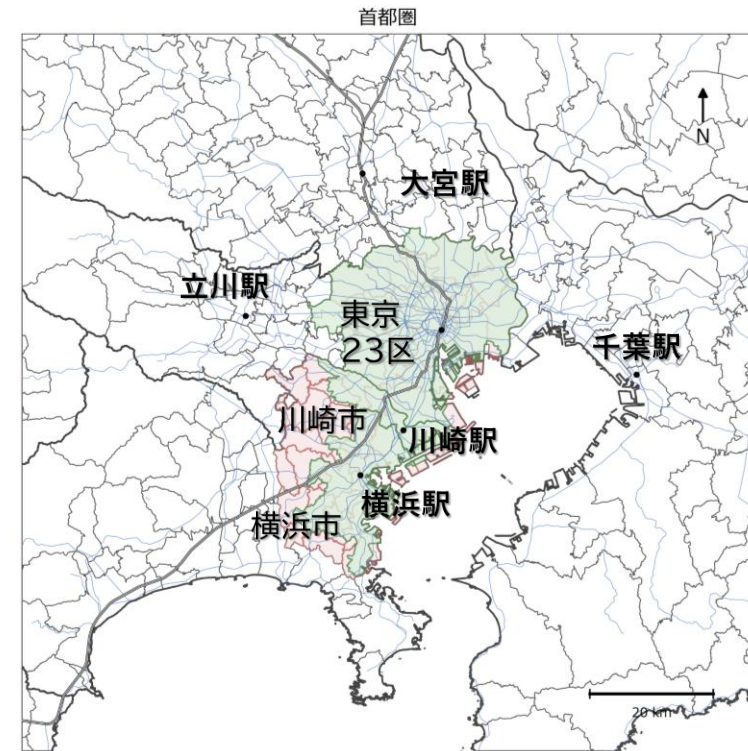
拠点開発方式に即応する高等教育
機関の適正な配置をはかるため、
過大都市への大学の集中を防止

文教計画

1976

高等教育計画
(昭和50年代前期計画)

四六答申を受けつつ策定
初の高等教育計画



■ 制限区域/既成市街地 ■ 準制限区域 — 鉄道路線 — 新幹線 ● 主要駅

緑色の部分が既成市街地(首都圏)・既成都市区域(近畿圏)
赤色の部分は高等教育計画において緑色の部分に加えて規制された地域

昭和50年代前期計画における地域配置

地域ブロック別の収容力

- ・地域内進学者の60%以上を地域内で収容
 - ・ブロック別に収容力目標と増募見込みを設定
- (全体で定員31,500人増)

特定地域の新增設抑制

- ・首都圏の工業等制限区域
- ・近畿圏の工場等制限区域
- ・政令指定都市
- ・大学・短大の新增設を原則抑制

『地方の収容力を上げる』+『大都市の増加を抑える』

昭和50年代前期・後期計画におけるブロック別定員

前期:進学者ベースの収容率

ブロック内進学者のうち何%分の定員があるかの割合

後期:18歳人口ベースの収容率

18歳人口に対する、大学・短大入学者数の割合

地域ブロック	前期 収容率 (%) 実績S50→目標S55	前期 収容力 (千人) 実績S50→目標S55	後期 収容率 (%) 実績S54/前目S55→後目S61	後期 収容力 (千人) 実績S54/前目S55→後目S61
北海道	75→80%	20→23 (+3)	26/28→29%	21/23→26 (+3)
東北	56→60%	25→28 (+3)	16/18→21%	26/28→32 (+4)
関東・甲信越	143→135%	274→281 (+7)	54/57→46%	259/281→290.5 (+9.5)
(南関東)	—	—	—	内数+7.5
東海	80→80%	56→61 (+5)	32/34→31%	55/61→67 (+6)
北陸・近畿	110→104%	137→143 (+6)	49/50→42%	136/143→151 (+8)
(近畿)	—	—	—	内数+6
中国	55→65%	26→29 (+3)	26/28→29%	27/29→33.5 (+4.5)
四国	46→60%	12→14 (+2)	21/24→25%	12/14→16 (+2)
九州	76→80%	58→61 (+3)	25/27→28%	57/61→64 (+3)
計	—	608→639.5 (+31.5)	—	593/640→680 (+40)

最低でも進学者の60%
をブロック内に収容

18歳人口に対する収容率が30%未満の場合
は1~3%向上

出典:高等教育の計画的整備について(1976、1979)

5次にわたる計画における地域配置に関する内容

規制確立期

規制融解期

規制撤廃期

計画	特定地域	ブロック別定員
1976(目標:1980年度) 高等教育の計画的整備について (昭和50年代前期計画)	首都圏・近畿圏の 工業(場)等制限区域 + 政令指定都市	8ブロック. 地域ブロック別に進学率, 収容力, 18歳人口を踏まえ, 収容力・拡充見込数の目途を設定. 少なくともブロック内進学者の 60%を当該ブロック内で収容することを目途とした.
1979(目標:1985年度) 高等教育の計画的整備について (昭和50年代後期計画)	前期の対象 + 仙台市・広島市	8(10)ブロック(南関東・近畿などを内部で分離しうる形に修正). 1980年度のブロック内収容率が30%未満の場合は, 1~3%の 引上げを見込むこととした.
1984(目標:1991年度) 昭和61年度以降の高等教育の 計画的整備について	同上 (ただし臨時定員※による 増加は認める)	13ブロックに分け定員増の目途を示す. ただし, その増加分の根 拠となる収容力などは明示されず.
1991(目標:2001年度) 平成5年度以降の高等教育の計 画的整備について	三大都市圏の制限区域 + 圏内の政令指定都市 (三大都市圏以外は除外)	示されず
1997(目標:2004年度) 平成12年度以降の高等教育の 将来構想について	首都圏・近畿圏の 工業(場)等制限区域のみ	示されず
2002-03 規制撤廃	2002:首都圏・近畿圏の工業(場)等制限法を廃止 2002:中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」→ 大都市部の設置抑制方針を撤廃	

※第二次ベビーブーム世代の大学進学に合わせて行われた期間を限った定員増

地方創生政策と東京特別区への立地規制



出典URL(制度・通知): https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

出典URL(政策評価・専門職大学等): https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1408695_00004.htm

出典URL(地方創生総合戦略): https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/pdf/20251223_honbun.pdf

政策の帰結：県・ブロック内進学率推移

- 定義

- ある年のある県における大学(+短大)進学者のうち, 出身県(データ上, 高校等所在県となる)に所在する大学(+短大)に進学した者の割合
- ブロック内進学率は県ではなく同一ブロック内／外で計算

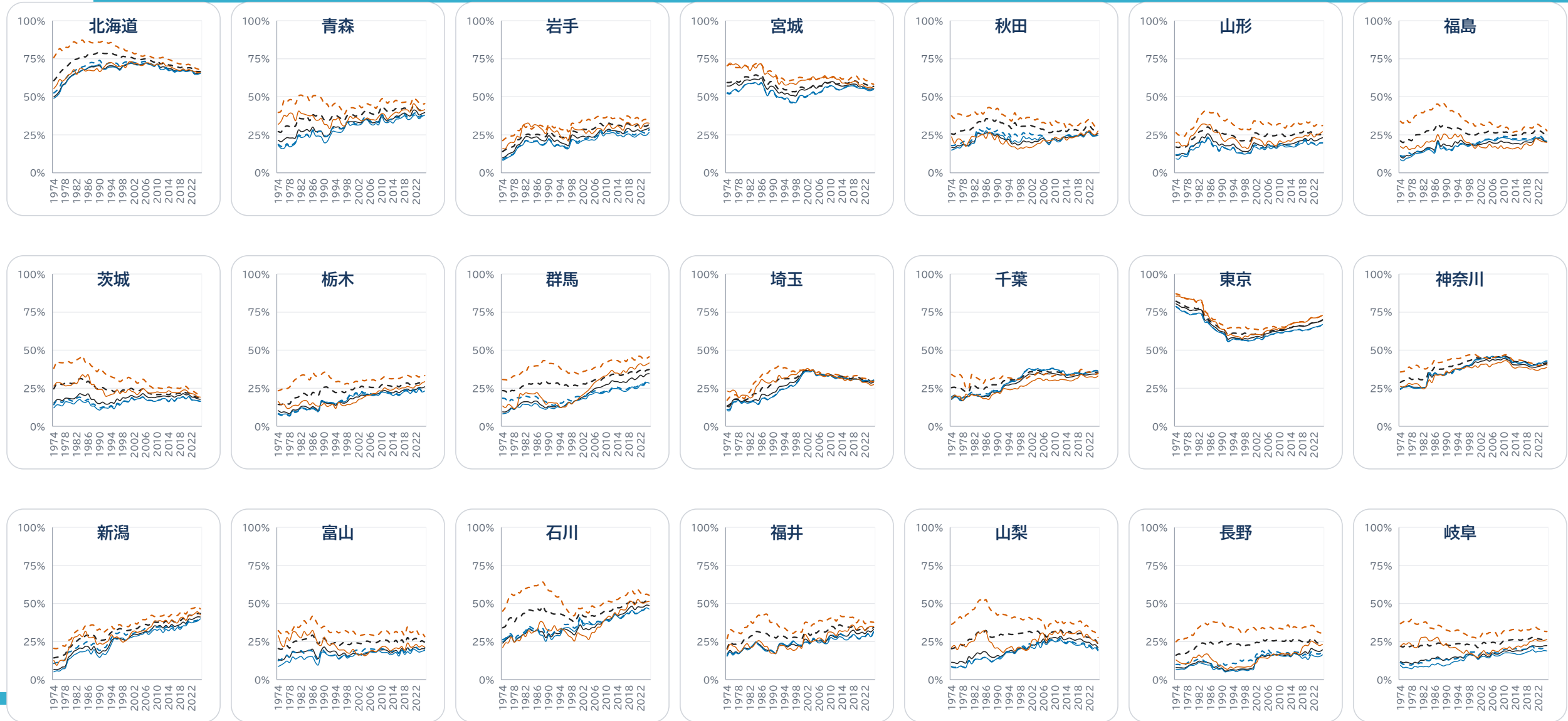
- 南関東や関西はブロック内進学率が極めて高い. また南関東についてはほぼその割合は50年間変わってない
- 北陸・南九州・沖縄・北東北・四国・北関東のブロック内進学率は50%未満＝大学進学は居住しているブロック外への離家を伴う
なおこれらは大きく改善されてはいない

県内進学率の推移

総計 男子 女子

—— 大学

----- 大学+短大

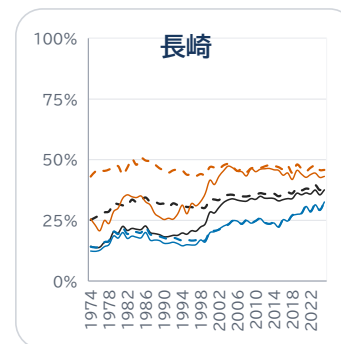
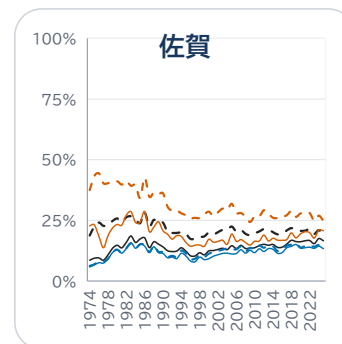
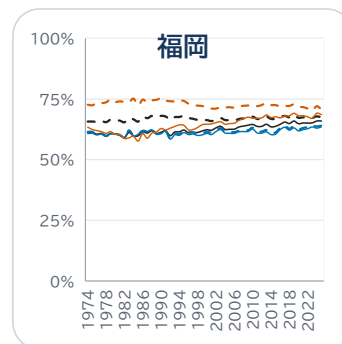
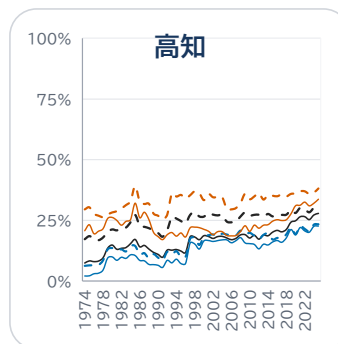
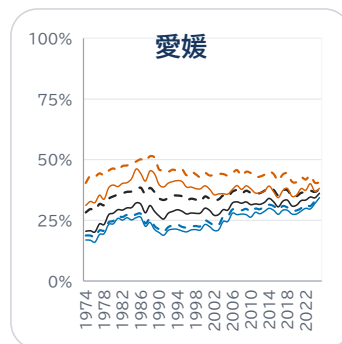
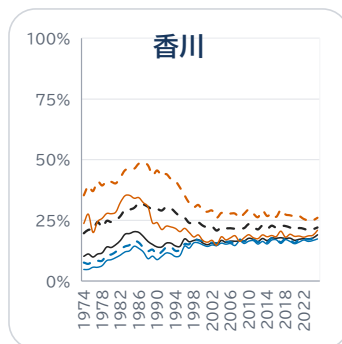
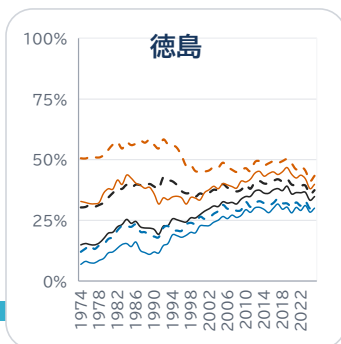
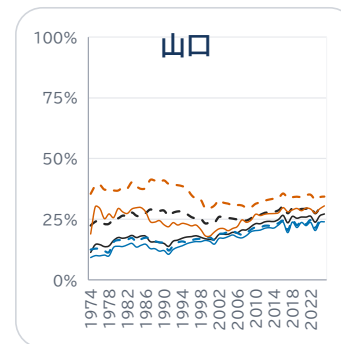
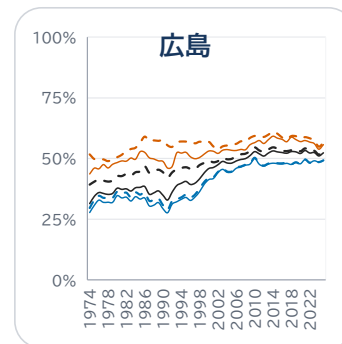
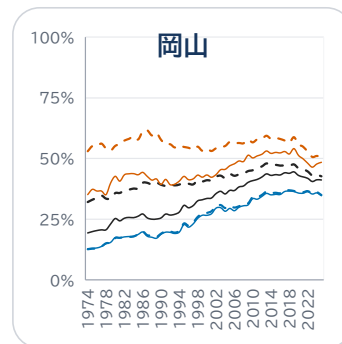
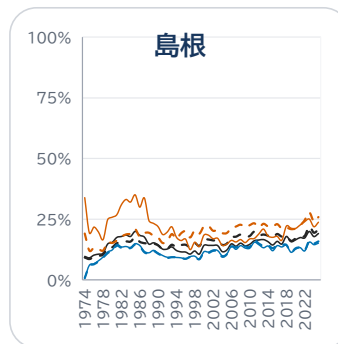
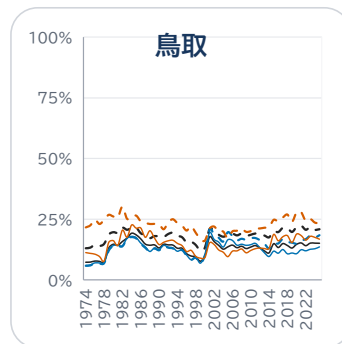
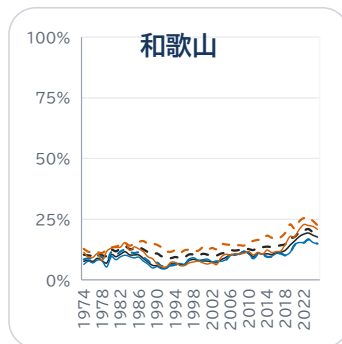
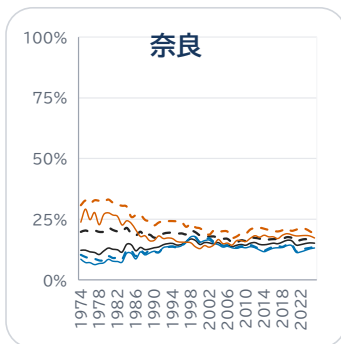
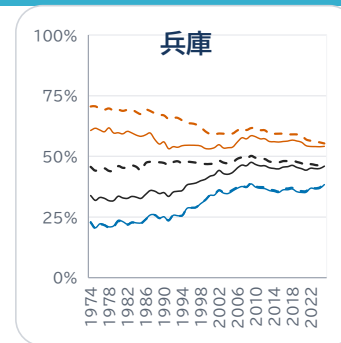
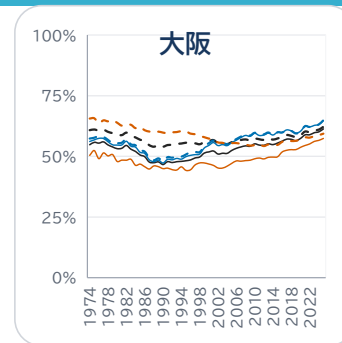
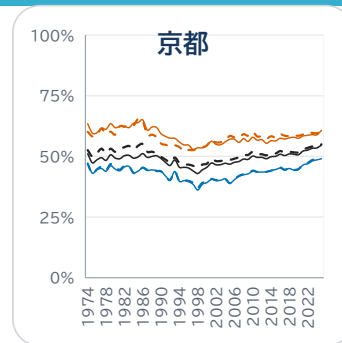
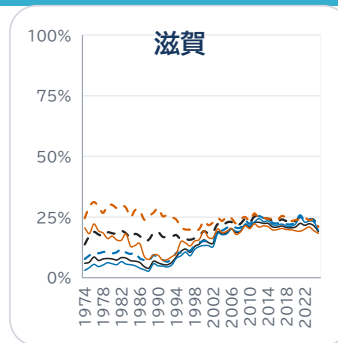
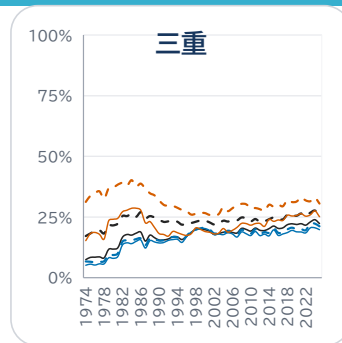
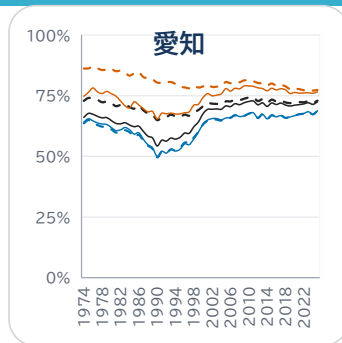
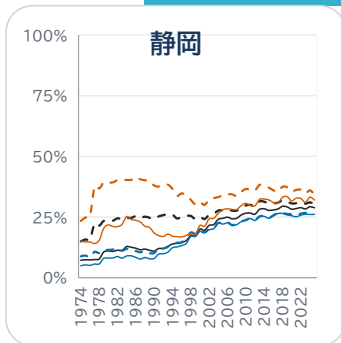


県内進学率の推移

総計 男子 女子

—— 大学

- - - - 大学+短大

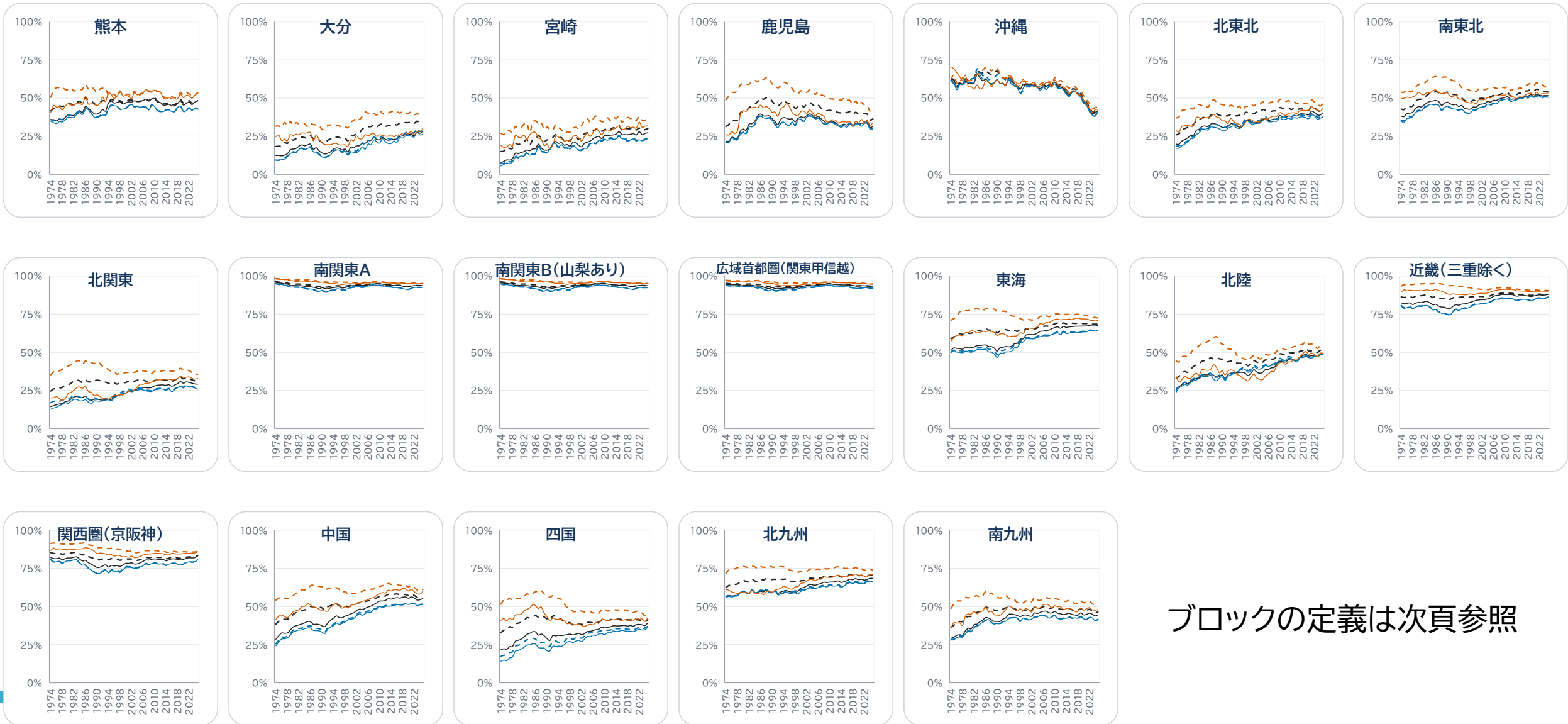


県内・ブロック内進学率の推移

総計 男子 女子

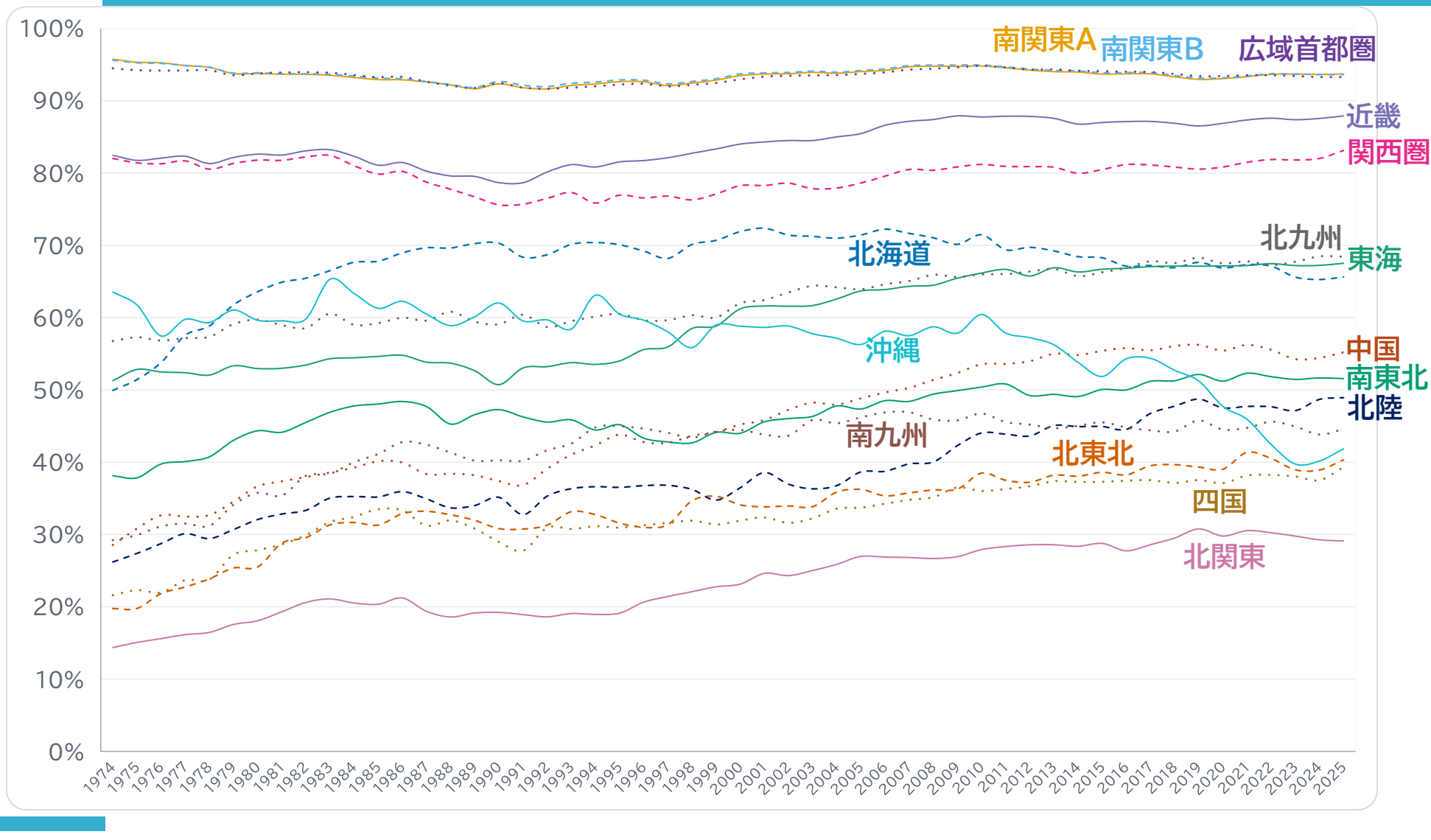
—— 大学

----- 大学+短大



ブロックの定義は次頁参照

ブロック内進学率の経年比較(大学・総計のみ)



ブロック内進学率が50%未満
＝北陸・南九州・
北東北・四国・
北関東

ブロック定義

北海道	北海道
北東北	青森・岩手・秋田
南東北	宮城・山形・福島
北関東	茨城・栃木・群馬
南関東A	埼玉・千葉・東京・神奈川
南関東B	南関東A + 山梨
広域首都圏	南関東B + 北関東 + 新潟・長野
東海	静岡・岐阜・愛知・三重
北陸	富山・石川・福井
関西圏	京都・大阪・兵庫
近畿	関西圏 + 滋賀・奈良・和歌山
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国	徳島・香川・愛媛・高知
北九州	福岡・佐賀・長崎・大分
南九州	熊本・宮崎・鹿児島
沖縄	沖縄

近年の高等教育政策と 地理的アクセスの確保

グランドデザイン答申(2018)

- 平成17(2005)年の「将来像答申」では、「**高等教育計画の策定と各種規制の時代**」から、「**将来像の提示と政策誘導**」の時代への移行という考えを示した。2040年を見据えた高等教育の規模を考える際も、その方向性は変わらない。
- 2040年には、18歳人口が約88万人、現在の規模と比較すると約74%になり、大学進学者数は約51万人に減少することが予想されている。

グランドデザイン答申(2018)

- IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置－あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」－
- これまで述べてきたように、将来の社会の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、**地域における学修者からのアクセスの機会を確保するために、地域の高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となる**が、我が国においては、これを急速に進む18歳人口の減少の中で実現しなければならない。その将来像を描くに当たっては、現在の進学動向などを正確に把握するとともに、将来の進学動向の推計について具体的な形で**可視化**することが重要である。
- 今後は、地域においても、例えば、こうしたデータや情報を可視化したマップを作成し、「**地域連携プラットフォーム(仮称)**」での議論や、個々の高等教育機関の戦略に役立てることができるよう、国は学校基本調査等を用いた基本的なデータの整理を行うことが必要である。

知の総和答申(2025)

- 「アクセス」の出現回数: 3回→59回
- 2040年大学進学者の予測: **約51万人(2018答申)→約46万人(本答申)**
- 我が国の高等教育に関する政策は、「**計画と規制**」から「**将来像の提示と政策誘導**」への時代と転換してきた。その中で、大学への入学定員は増加し続けるとともに、進学率も上昇してきた。しかし、これから先の急速な少子化は、中間的な規模の大学が1年間で 90 校程度、減少していくような規模で進んでおり、定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる高等教育機関が更に生じることは避けられない。高等教育の規模が縮小するということは、特に**地方においては、質の高い高等教育へのアクセスが確保されない事態も想定**される。これらへの対応は待ったなしとも言えるべき状況にある。そして、高等教育機関の偏在と学びたい学問が学べないという影響を直接受けるのは、未来を創り出す若者であり、高等教育機関の卒業生の規模縮小と人材不足の影響を受けるのは、我が国の社会全体である。(p.1-2)

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位）（2021）（2035）（2040）

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と協働しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」（数×能力）を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

「質」の向上 : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化 : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保 : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、**トレードオフの関係**になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために**教育研究の「質」を高める**

重視すべき観点



①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（**文理横断・融合教育**等）
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化



②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性**・流動性の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への**経済的支援**充実（社会全体で支える学生の学び）



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. **国際化**の推進（留学モビリティ拡大等）



④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
 - 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し ➢ 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施 ➢ 成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
 - 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ推進
 - 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実 ➢ 多文化共修環境整備 ➢ **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
 - 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
 - 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
 - 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
 - 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ）（仮称））**の構築
- 全国学生調査の活用



我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨③

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等
- 縮小**への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
- 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

地域構想推進プラットフォームは2018答申での「地域連携プラットフォーム」の発展版

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、
自らの役割を再定義して改善

①大学 （学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性 と具体的方策」を参照
②専門職大学・ 専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の 育成促進
③大学院・ 専門職大学院	※2（１）「③大学院教育の改革」 を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた 短大自身の変革、専攻科修了者の進 学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・ 留学生の受入れ拡大

（２）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、**自らのミッション**を改めて見つめ直し、
時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、 国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、 国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や 連携・再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化（見直しも含め た地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（３）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を
設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

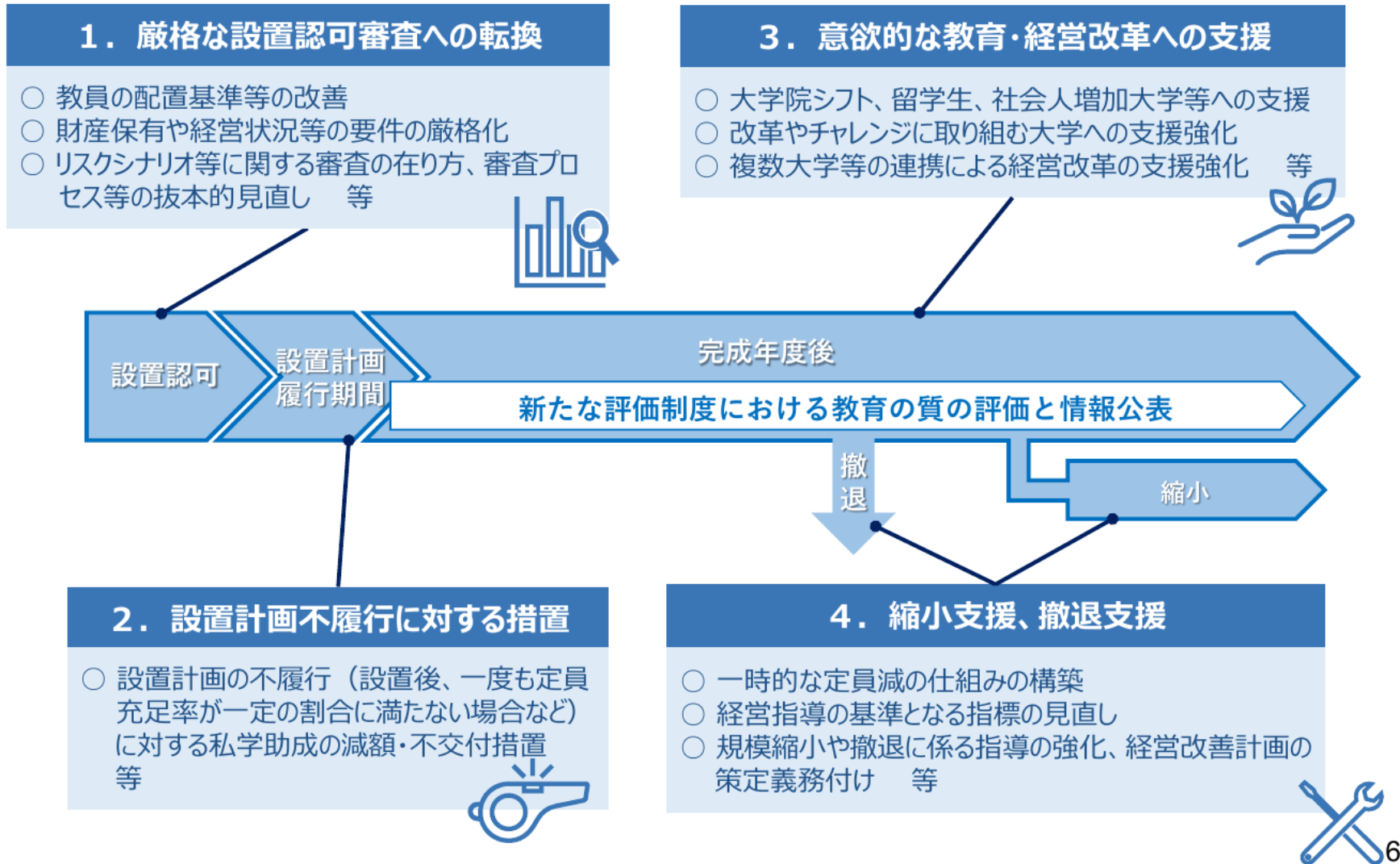
- ①高等教育の**価値**：高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- ②高等教育への**信頼**：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- ③**必要コストの算出**：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④**高等教育投資の在り方**：公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築**

短期的取組 （2～3年 以内まで）	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○ 社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○ 個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組 （5～10年 程度）	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○ 高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記 1～4 までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

4

<参考2> 高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）



<参考3> 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、
連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

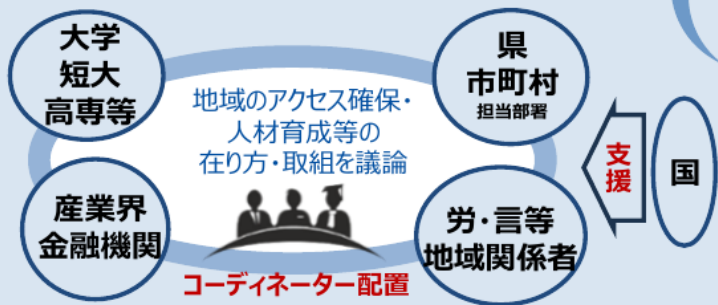
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

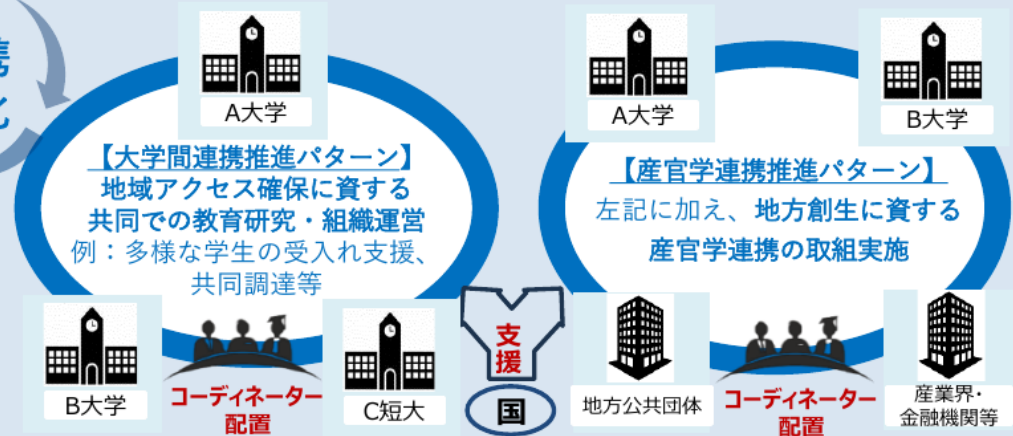
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

地域構想推進プラットフォームの構築について

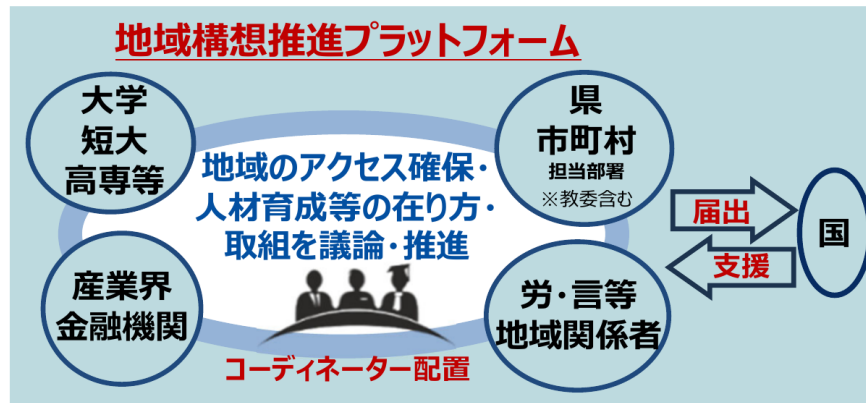
(地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
 - ・大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が相当数参加するための措置
 - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる



施行期日

- 令和8年1月1日

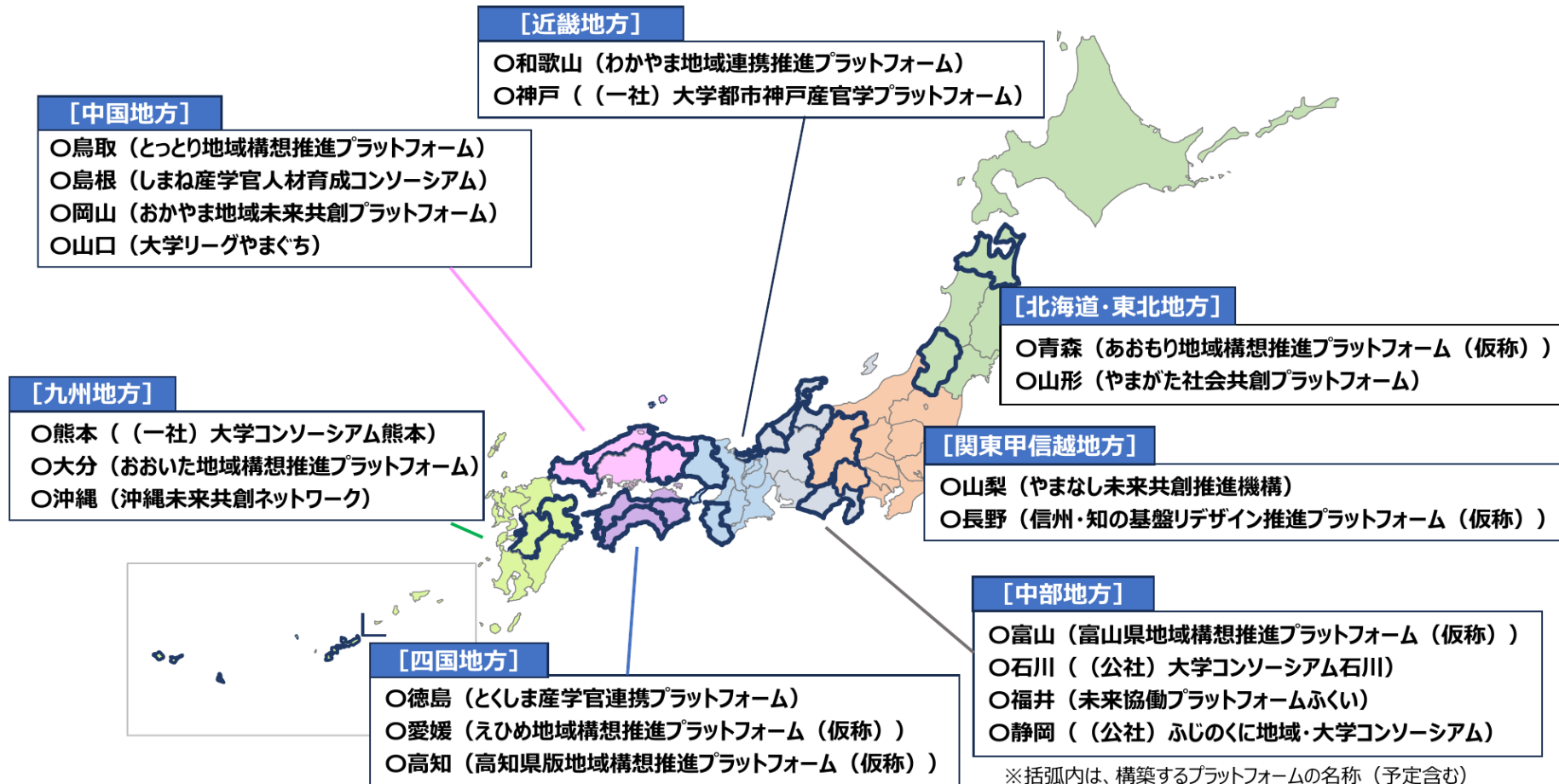
11

なお、「国立大学法人等改革基本方針(令和7年11月4日 文部科学省)」によれば、文部科学省における取組として「地域構想推進プラットフォームにおいて中心的な役割を果たすために必要な支援の推進」が書かれており、実質的には各県の国立大学がPFの中心的役割を担うことが期待されていると思われる。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1418126_00003.htm)

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業の採択について

別紙 2

- 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業（7億円（R8新規））には、**37件の申請**。事業選定委員会を経て**20件を採択**。全国展開に向け、**申請・採択の有無に関わらず各地域のP F構築支援に取り組む**。
- 同事業を通じ、2040年の社会を見据え、**知事、学長、地域産業界等の代表者をはじめ地域の産学官が緊密に連携し、各地域の人材需要や産業界等のニーズを共有しながら、地域の医療・福祉、産業、インフラ等を支える人材育成方策の協議・実行の取組を促進し、高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革を推進**。



概算要求時には
1.5億円×10件
(=15億円)
だったが……

結局、
都道府県単位

地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※1については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

<大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員)／第19条第1項(授業科目の自ら開設)／第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限)／第32条第5項(遠隔授業の60単位上限)等

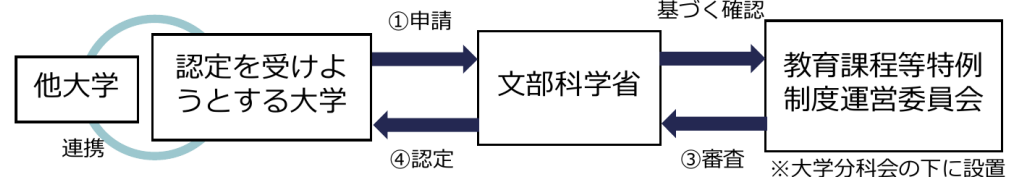
<認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※2、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

※1専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

※2特別な事情がある場合は個別に考慮予定

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会（地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定）等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

施行期日

○令和8年1月1日

制度趣旨・概要（教育課程等特例制度・地域高等教育機会確保特例制度）

制度趣旨

教育課程等特例制度（以後、「先導特例」という。）

基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進し、その効果検証を踏まえ**今後の大学設置基準の改善につなげる**ため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

地域高等教育機会確保特例制度（以後、「地域特例」という。）

大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、**地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれや、地域の人材需給のバランスの崩れが地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある**。このため、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進し、**地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保**を図る観点から、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

制度概要

一定の要件を満たす大学が、**先導的な取組を行う**ため、学部・学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部科学省へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で当該申請計画書等の内容に問題がない場合、文部科学大臣が当該大学を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該大学の当該学部学科等において、当該申請計画書で記載される**大学設置基準等の規定（特例対象規定※）によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能となる制度。**

※特例対象規定

（両制度共通）

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）
第22条（1年間の授業期間）
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、
第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）
第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

（教育課程等特例制度のみ）

第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）
第45条第1項～第3項（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）
第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）
第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）
第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

（地域高等教育機会確保特例制度のみ）

第8条第1項・別表第一イ（1）備考第一号・第二号（基幹教員）

地域特例の認定①

認定基準は**機関としての要件**と**地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件**で構成されています。**地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件**に関し、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記してください。

認定基準

機関としての要件

- ・自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
 - －法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと
 - －財政状況が健全でなくなったこと
- ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については個別に考慮
- －上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと

地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件

- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - －申請目的
 - －地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（地域高等教育機会確保に資する教育）を行う学部等
 - －地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
 - －地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - －他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
 - －学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - －実施予定期間

地域特例の認定②（機関要件）

実施要項（様式3）について

機関としての要件の確認

・自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること

- ⇒ 体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学等のホームページのURLを記載すること。
- ⇒ 認証評価で、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。

・教育研究活動等の状況を積極的に公表していること

- ⇒ 「教学マネジメント指針」に示された事項の例（※）を参考に、大学等として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。

※各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／卒業認定・学位授与の方針に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SDの実施状況／GPAの活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンプランの実施状況／教員の業績評価の状況／教学IRの整備状況 等

・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること

- ⇒ 適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学等のホームページのURLを記載すること。

・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと

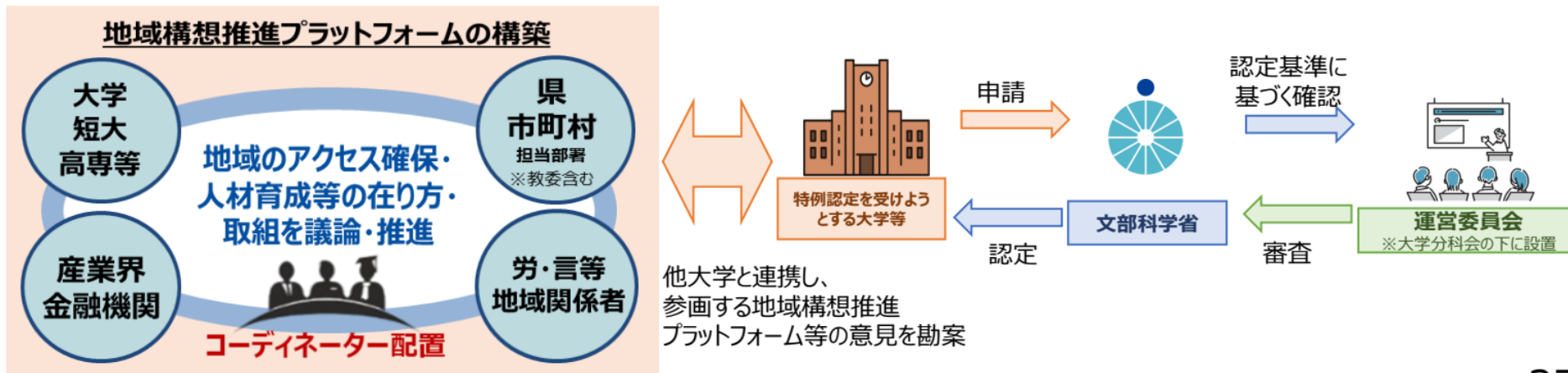
- －法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと
- ⇒ 大学の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。
- －財政状況が健全でなくなったこと
- ⇒ 国公立を除く大学について、次のいずれにも適合することをいう。
 - ・その設置者の申請の日の属する年度の前3か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。
 - ・その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。
- ⇒ ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については、この限りでない。
 - ・特別の事情がある場合には「備考」に必要事項（※）を記載すること。
 - ※地方公共団体又は産業界等地域の関係者からの支援がある場合には当該項目に該当しないこととする場合もあるため、地域の関係者の支援状況を記載すること。
- －上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと
- ⇒ 不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定。

地域特例の認定③（取組に係る要件）

実施要項（様式2）について

地域における高等教育の機会の確保に資する取組に係る要件の確認

- ・**地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（地域高等教育機会確保に資する教育）を行う学部等**
⇒ 当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議する必要があるため、申請前に文部科学省に相談すること。ただし、幼稚園教諭養成課程、保育士養成課程については、所管省庁との協議により、地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要と判断されているため、当該課程については、個別に所管省庁と協議する必要はない。
- ・**地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情**
⇒ 地域にとって真に必要な高等教育への機会を確保する観点から、認定を受けようとする大学のみが必要と判断するのではなく、協議会（大学設置基準第58条第1項等に規定する協議会「地域構想推進プラットフォーム」のうち届出のあったもの）等においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされている旨を明らかにすること。
なお、協議会の届出については、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年文部科学省告示第144号）を参照すること。
- ・**他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容**
⇒ 大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること。大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織（※）を整備して行われること。
※認定を受けようとする大学と連携先の他の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表するなど緊密な連携協力体制が構築され、継続的に運用されている組織をいう。
⇒ 協議会の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。



地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会 (地域構想推進プラットフォーム) について

実施要項（様式9、10）について

協議会（地域構想推進プラットフォーム）の組織

- ・今般の大学設置基準等の改正規定において、「文部科学大臣が別に定める」としている「地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会」は、協議会告示で規定する「協議会」を指す。
- ・具体的には、大学その他の高等教育機関、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が共同して組織するもので、将来の当該地域におけるアクセス確保等に関する構想や、当該地域における大学等間の連携、地域の関係者と連携した教育活動等に関して必要な協議を行うための協議会であり、知の総和答申（令和7年2月21日中央教育審議会）において提言されている「地域構想推進プラットフォーム」は、本協議会としての位置づけを有するもの。

協議会（地域構想推進プラットフォーム）の届出

- ・次に掲げる全ての措置を講じた地域構想推進プラットフォームは、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。
 - ① 地域構想推進プラットフォームが定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するための措置
 - ② ①の地域の関係者間の円滑な情報の共有を図るための措置
- ・なお、地域高等教育機会確保特例制度では、地域高等教育機会確保特例認定大学の認定を受けようとするに際し、本規定に基づく届出のあった協議会の意見を勘案することとなっているため、**原則、認定申請より前に協議会の届出を行うこと。**

特例対象規定(大学設置基準)

- 第10条第1項・別表第一イ(1)備考第一号・第二号(基幹教員)
- 第19条第1項(授業科目の自ら開設の原則)
- 第22条(1年間の授業期間)
- 第28条・第29条第2項・第30条第4項(単位互換等の60単位上限)
- 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限)
- 第32条第6項(連携開設科目に係る30単位上限)
- 第37条・第37条の2(校地・校舎面積基準)
- 第42条の8(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)

特例対象規定(大学設置基準)

- 第10条第1項・別表第一イ(1)備考第一号・第二号(基幹教員)
 - 必要な基幹教員数についての緩和
- 第19条第1項(授業科目の自ら開設の原則)
 - 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定(注:DPとCPのこと)により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第22条(1年間の授業期間)
 - 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。
- 第28条・第29条第2項・第30条第4項(単位互換等の60単位上限)
 - 30条4項(入学前の既修得単位等の認定):前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位(第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

特例対象規定(大学設置基準)

- 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限)
 - (略)卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法(メディア授業のこと)により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。
- 第32条第6項(連携開設科目に係る30単位上限)
- 第37条・第37条の2(校地・校舎面積基準)
- 第42条の8(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)
 - 専門職学科において入学前における実践的な能力の修得を単位認定する規定

振り返り

- 関心のある地域で、高等教育機会を確保するために、地域で話し合う必要がある課題を一つ挙げてください。
 - 例:通学できる範囲, 学べる分野, 大学・短大の定員, 大学間の連携

将来推計人口の変化

将来推計人口の変化

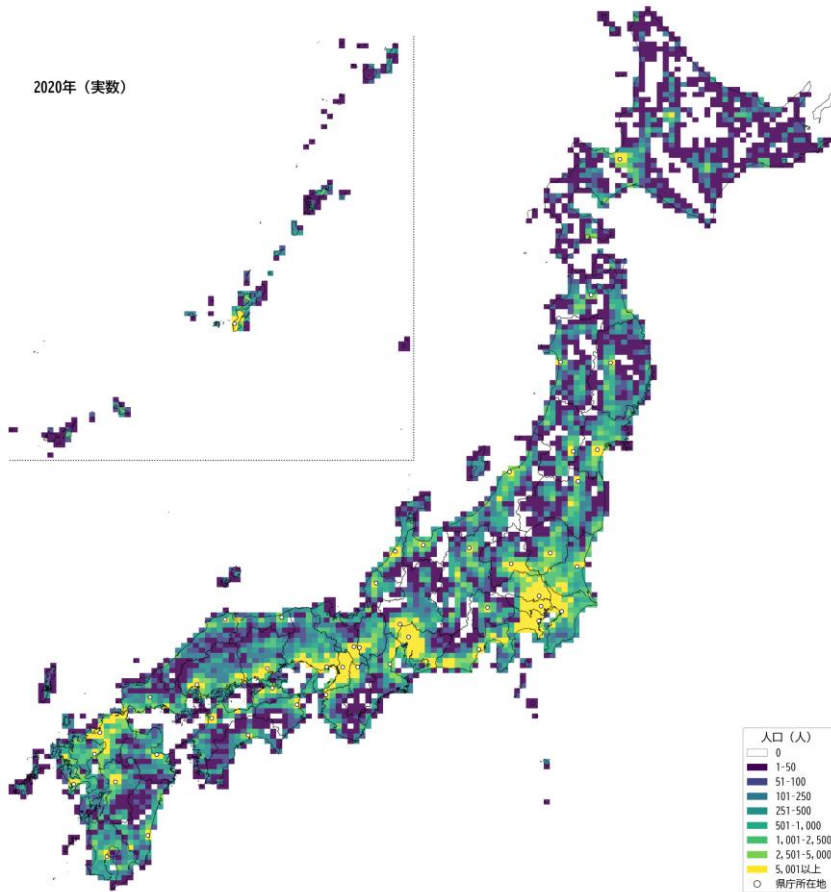
- 2020年国勢調査を基準に、男女・年齢別人口を5年ごとに推計したメッシュ別将来人口データを使用
- 出生に関する仮定は、社人研「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位に対応
- 2030・2040年の推計値(その4～8年後に18歳になる)
 - 2030年は2035年頃, 2040年は2045年頃の状況と考える
- 出典:国土交通省「令和2年国勢調査を基準としたメッシュ別将来推計人口の試算」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」
- 加えて2020年の実際の人数も作図
- 元データは500mメッシュだが10kmメッシュに集約

推計人口分布(10-14歳人口)

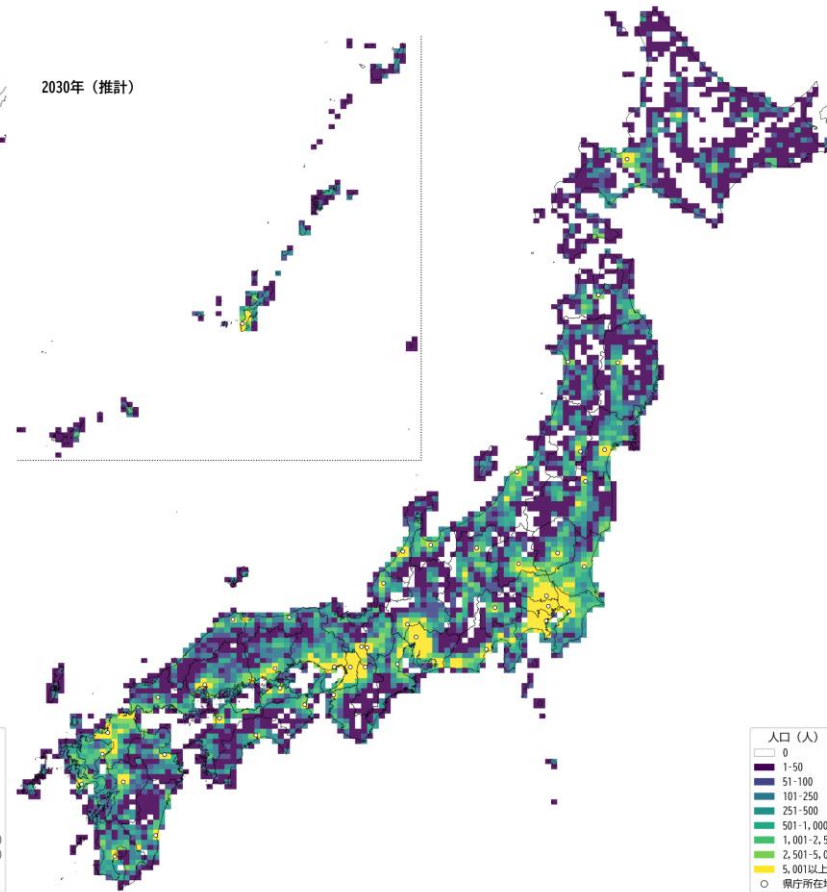
10～14歳人口（第2次メッシュ）

10～14歳人口（第2次メッシュ）

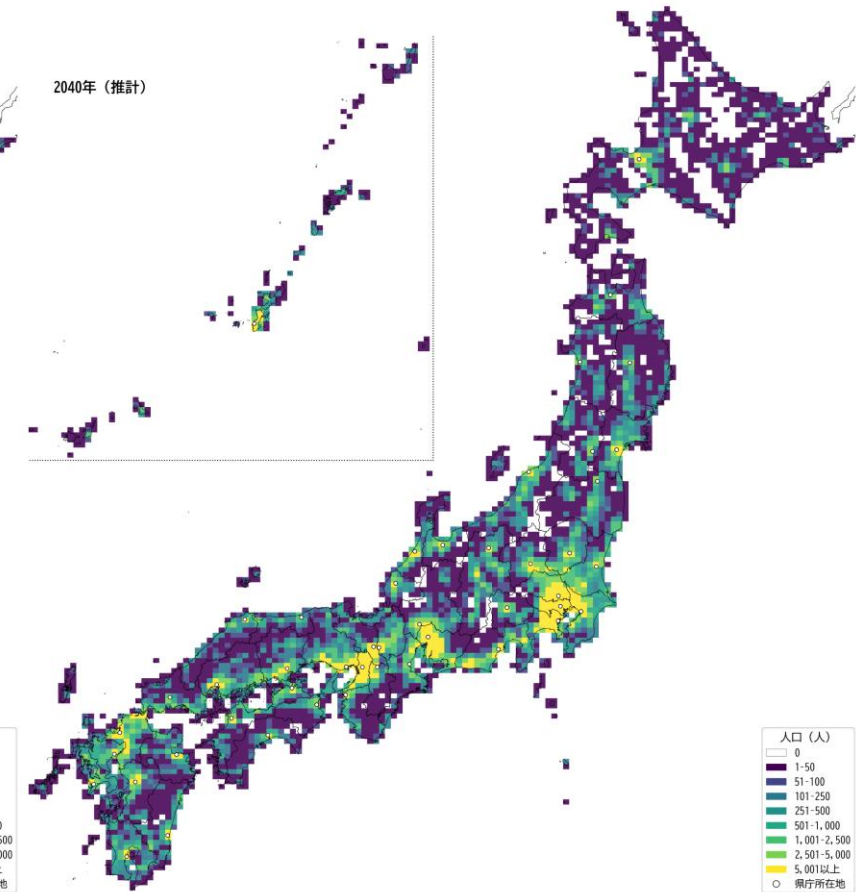
10～14歳人口（第2次メッシュ）



2020年(実数)



2030年(推計)



2040年(推計)

推計人口増減数(10-14歳人口)

10～14歳人口の増減数（第2次メッシュ）

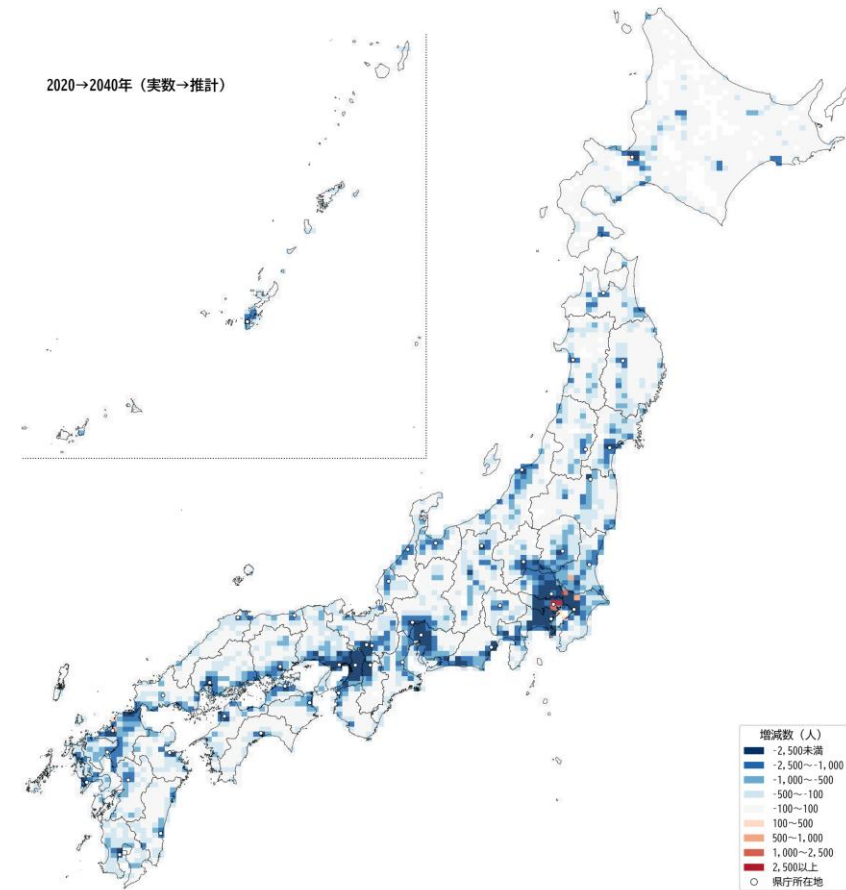
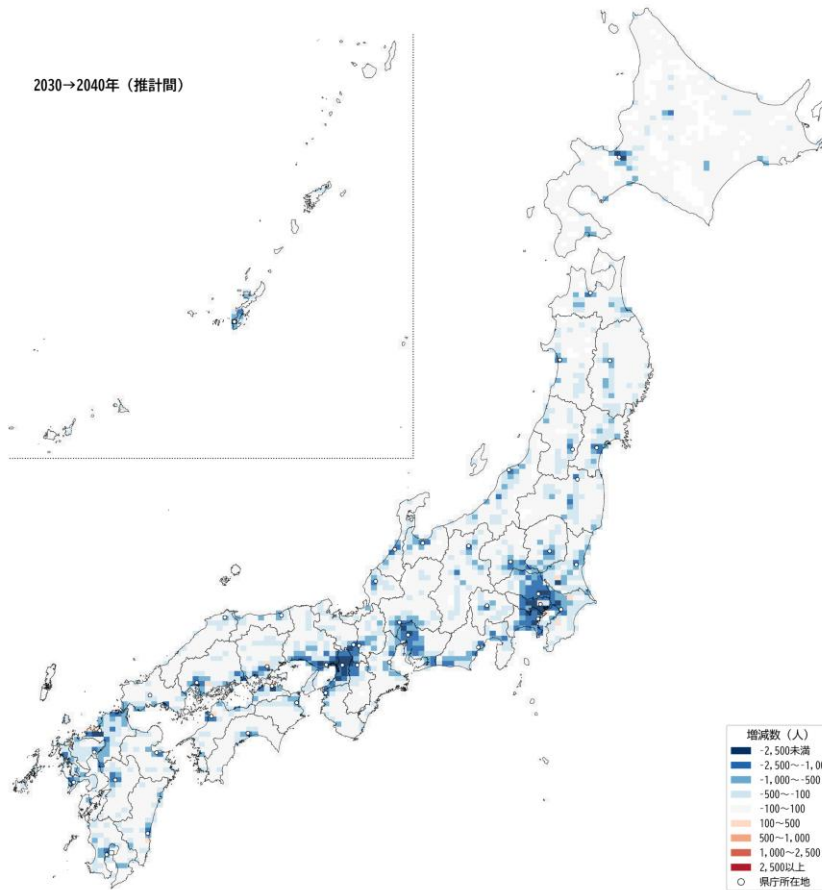
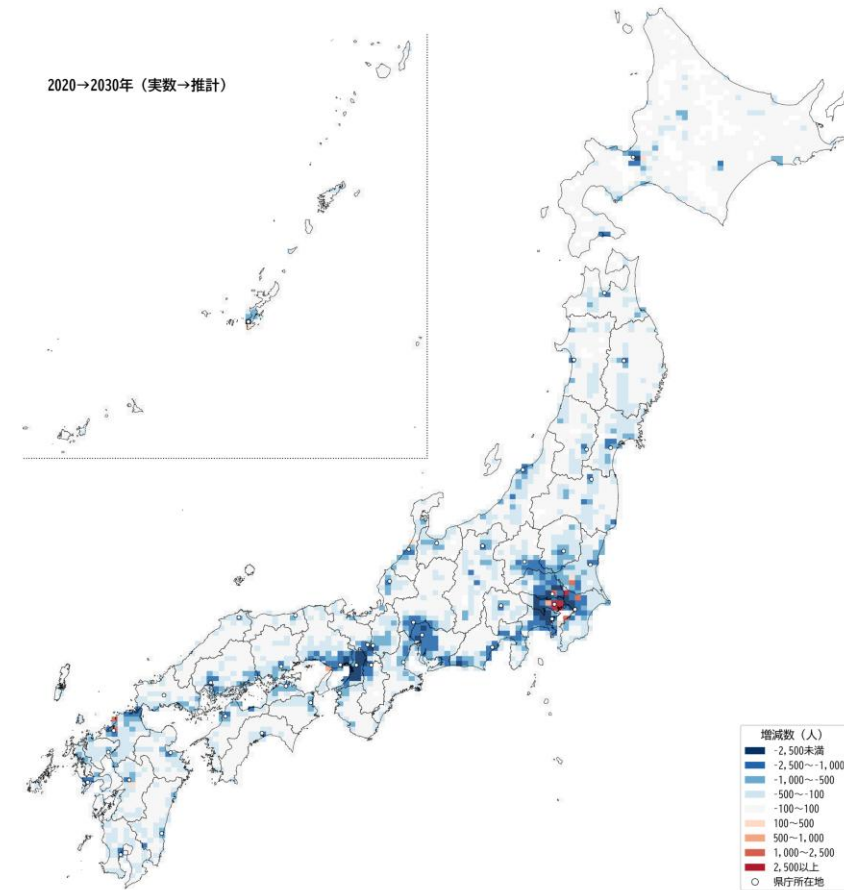
10～14歳人口の増減数（第2次メッシュ）

10～14歳人口の増減数（第2次メッシュ）

2020→2030年（実数→推計）

2030→2040年（推計間）

2020→2040年（実数→推計）



2020→30年

2030→40年

2020→40年

推計人口増減率(10-14歳人口)

10～14歳人口の増減率（第2次メッシュ）

10～14歳人口の増減率（第2次メッシュ）

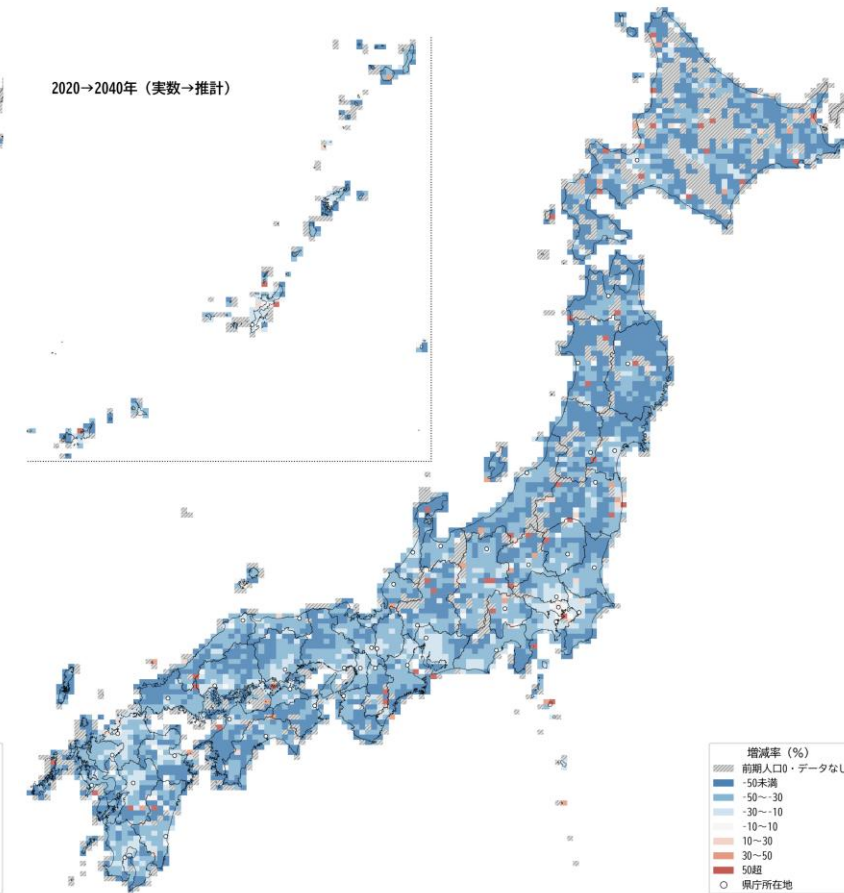
10～14歳人口の増減率（第2次メッシュ）



2020→30年



2030→40年



2020→40年

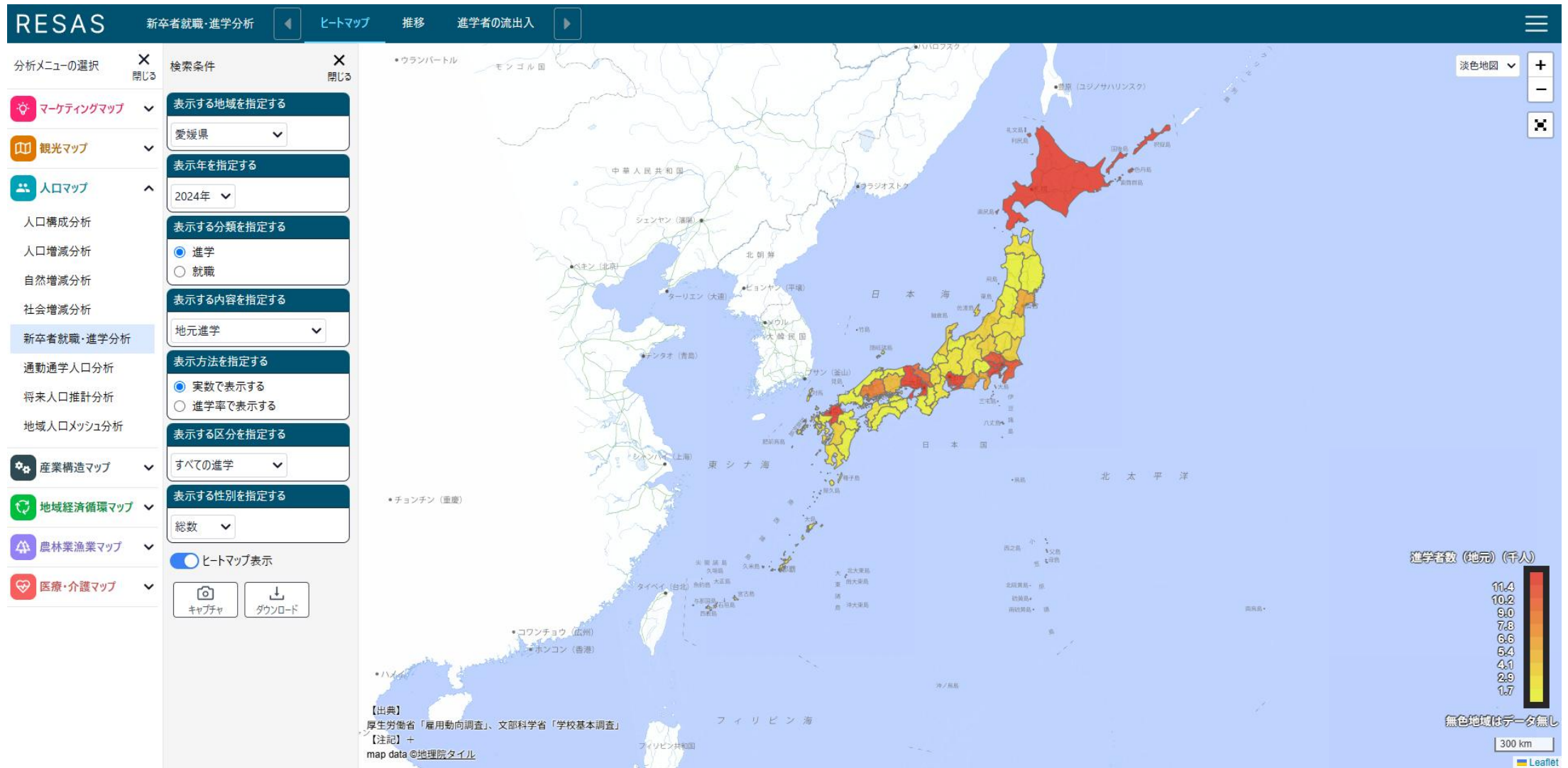
RESASとjSTAT MAPを 活用して現状を知る

所属大学の周辺の状況を知る

- RESAS 地域経済分析システム <https://resas.go.jp/>



新卒者就職・進学分析

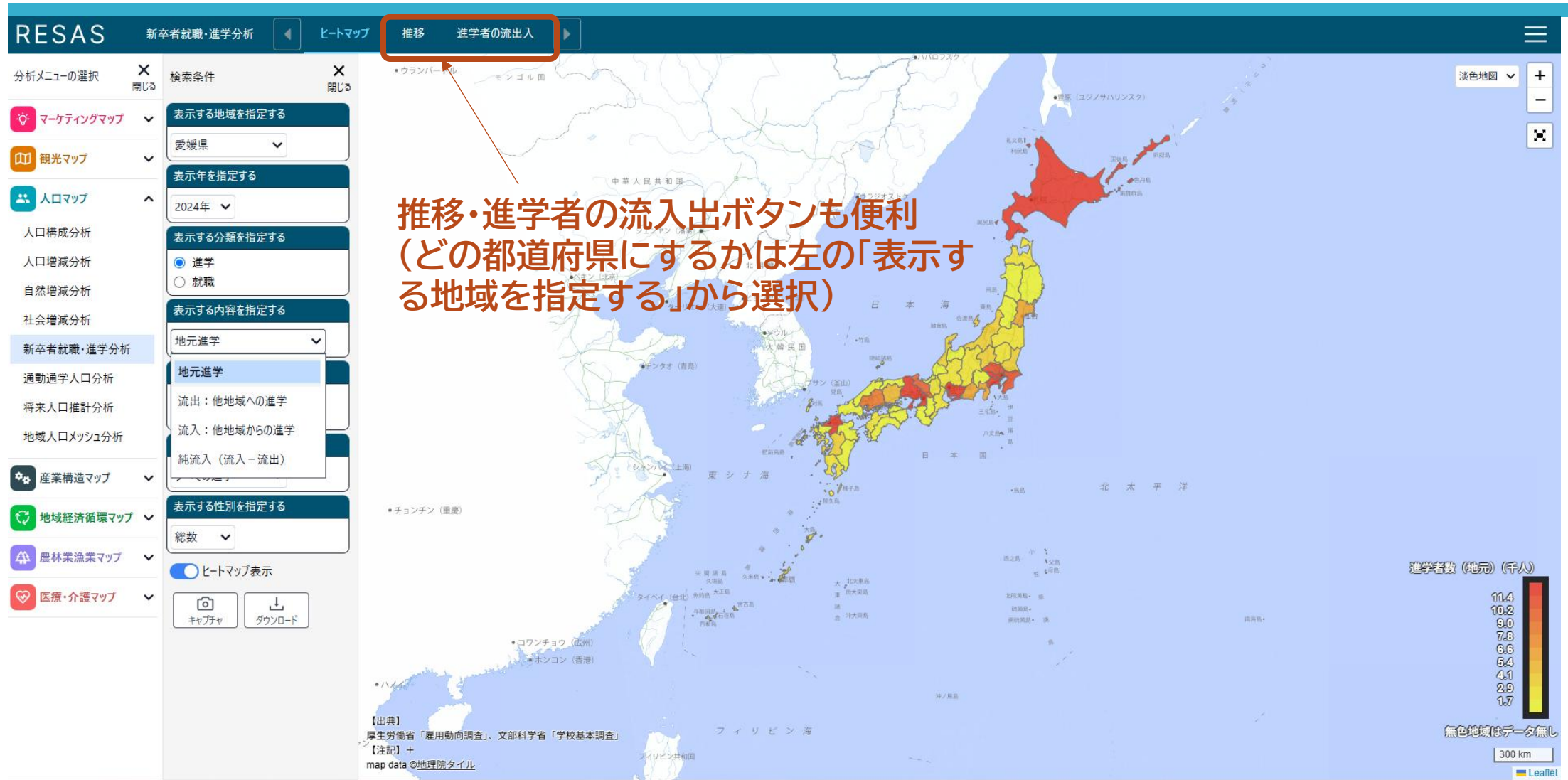


新卒者就職・進学分析

- 都道府県レベルデータ
- 2000年～2024年の各年
- 進学について「地元進学」「流出」「流入」「純流入」の可視化
- 実数または進学率
- すべての進学／大学進学／短期大学進学 から選択
- 総数または男または女による表示が可能

⇒たとえば周辺の県に比べて、他県から学生が流入しやすいのか否かなどが一目で可視化できる。

新卒者就職・進学分析



新卒者就職・進学分析(推移)



新卒者就職・進学分析(推移)

検索条件 ×
閉じる

表示する地域を指定する
愛媛県 ▼

表示する分類を指定する
☒ 進学
☐ 就職

表示する内容を指定する
純流入（流入－流出） ▼

表示方法を指定する
☐ 実数で表示する
☒ 進学率で表示する

表示する区分を指定する
すべての進学 ▼

表示する性別を指定する
総数 ▼

比較地域を追加する
地域を選択して追加する
香川県 ▼
追加する

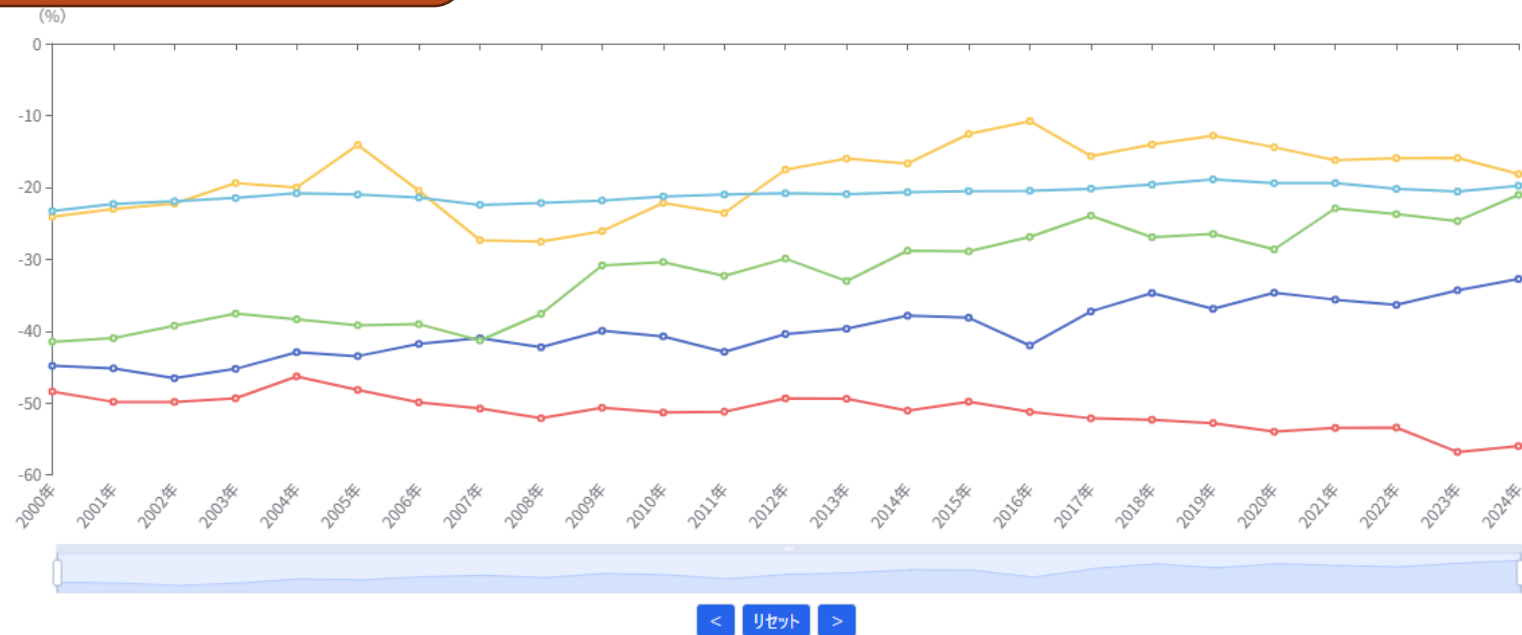
追加した都道府県の一覧・削除
高知県 ✕ 削除
徳島県 ✕ 削除
香川県 ✕ 削除

各県の人口は異なるので「進学率で表示」を選ぶと良い。徳島県や高知県に比べて香川県は流出率が高いことが見て取れる。

進学者数（純流入）の推移

愛媛県
すべての進学
総数
愛媛県 高知県 徳島県 香川県 全国平均

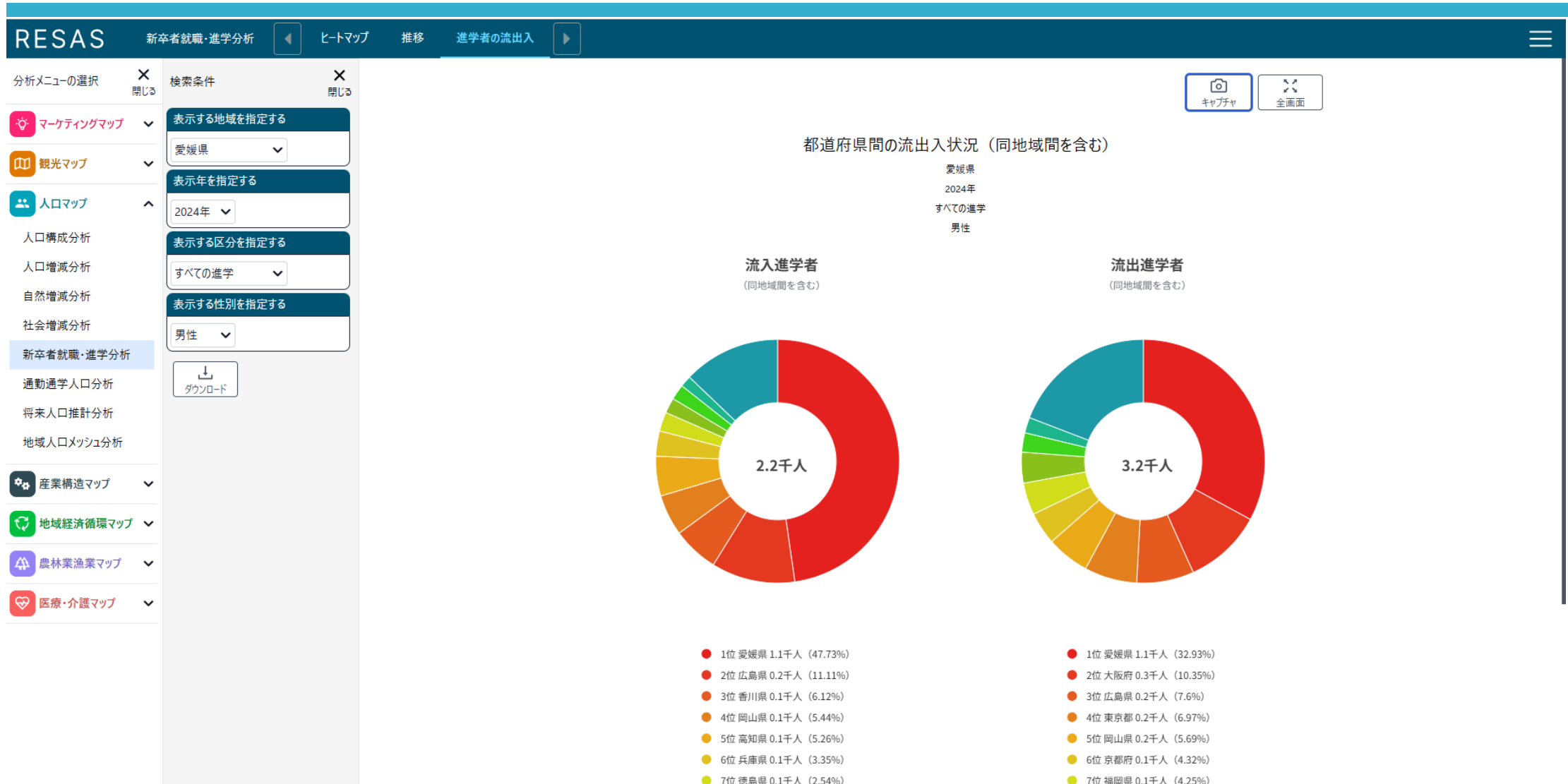
全国平均が-20%付近にあるのは人口重み付け平均になっていないためと思われる。



【出典】
厚生労働省「雇用動向調査」、文部科学省「学校基本調査」

【注記】
雇用動向調査：農林漁業及び非正規業の公務を除く16大産業かつ5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とした標本調査。調査時期は1月～12月までの1年間。未就業入職者のうち新規卒卒者に

新卒者就職・進学分析(進学者の流入出)

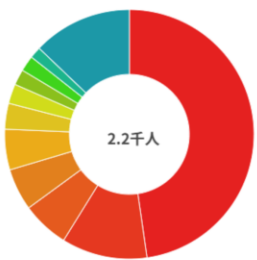


新卒者就職・進学分析(進学者の流入出)

都道府県間の流出入状況 (同地域間を含む)

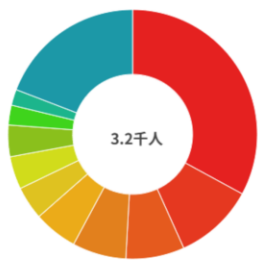
愛媛県
2024年
すべての進学
男性

流入進学者
(同地域間を含む)



- 1位 愛媛県 1.1千人 (47.73%)
- 2位 広島県 0.2千人 (11.11%)
- 3位 香川県 0.1千人 (6.12%)
- 4位 岡山県 0.1千人 (5.44%)
- 5位 高知県 0.1千人 (5.26%)
- 6位 兵庫県 0.1千人 (3.35%)
- 7位 徳島県 0.1千人 (2.54%)
- 8位 大阪府 0.0千人 (2.04%)
- 9位 海外等 0.0千人 (2.04%)
- 10位 鳥取県 0.0千人 (1.5%)
- その他 0.3千人 (12.87%)

流出進学者
(同地域間を含む)

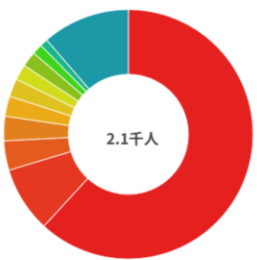


- 1位 愛媛県 1.1千人 (32.93%)
- 2位 大阪府 0.3千人 (10.35%)
- 3位 広島県 0.2千人 (7.6%)
- 4位 東京都 0.2千人 (6.97%)
- 5位 岡山県 0.2千人 (5.69%)
- 6位 京都府 0.1千人 (4.32%)
- 7位 福岡県 0.1千人 (4.25%)
- 8位 兵庫県 0.1千人 (4.1%)
- 9位 高知県 0.1千人 (2.56%)
- 10位 山口県 0.1千人 (2.06%)
- その他 0.6千人 (19.17%)

都道府県間の流出入状況 (同地域間を含む)

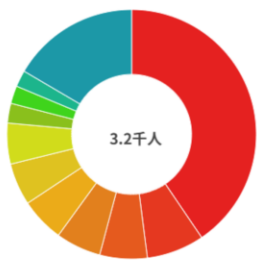
愛媛県
2024年
すべての進学
女性

流入進学者
(同地域間を含む)



- 1位 愛媛県 1.3千人 (61.84%)
- 2位 広島県 0.2千人 (8.52%)
- 3位 高知県 0.1千人 (3.8%)
- 4位 香川県 0.1千人 (3.18%)
- 5位 岡山県 0.1千人 (2.6%)
- 6位 兵庫県 0.0千人 (2.36%)
- 7位 海外等 0.0千人 (2.02%)
- 8位 徳島県 0.0千人 (1.97%)
- 9位 大阪府 0.0千人 (1.35%)
- 10位 福岡県 0.0千人 (1.01%)
- その他 0.2千人 (11.36%)

流出進学者
(同地域間を含む)



- 1位 愛媛県 1.3千人 (40.51%)
- 2位 大阪府 0.2千人 (7.47%)
- 3位 岡山県 0.2千人 (6.15%)
- 4位 兵庫県 0.2千人 (5.86%)
- 5位 広島県 0.2千人 (5.71%)
- 6位 東京都 0.2千人 (5.45%)
- 7位 京都府 0.2千人 (5.3%)
- 8位 高知県 0.1千人 (2.55%)
- 9位 福岡県 0.1千人 (2.3%)
- 10位 徳島県 0.1千人 (2.14%)
- その他 0.5千人 (16.55%)

【出典】
文部科学省「学校基本調査」

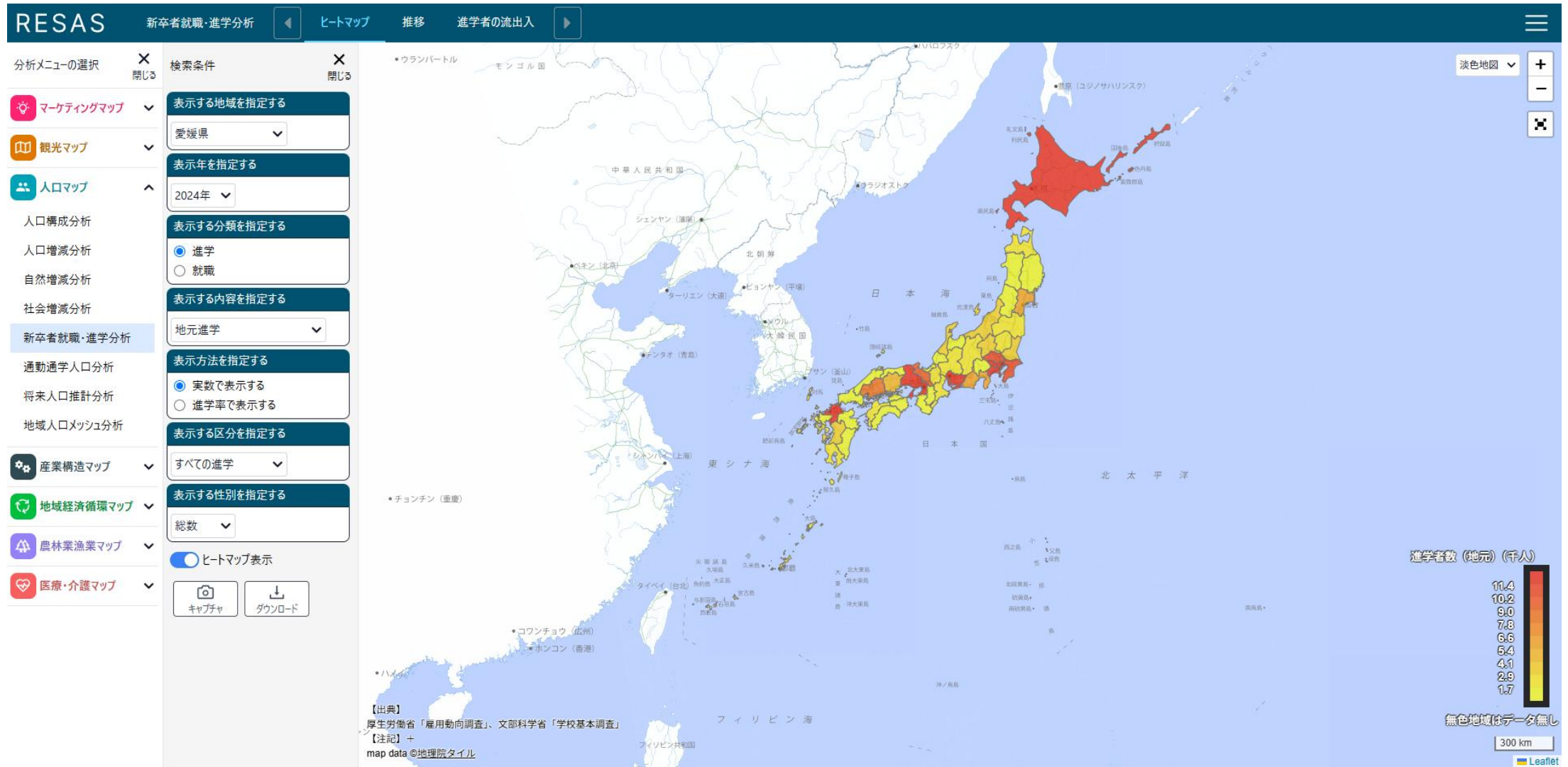
【注記】
学校基本調査：学校教育法で規定されている学校、市町村教育委員会を対象とした全数調査。調査時期は5月1日時点。
男女別、大学進学・短期大学進学別等の各内訳項目の合計値は、表示単位未満における四捨五入により総数と一致しないことがある。
学校基本調査より出身高校の所在地県別入学者数を把握できる大学および短期大学への入学者数を対象として算出している。

【出典】
文部科学省「学校基本調査」

【注記】
学校基本調査：学校教育法で規定されている学校、市町村教育委員会を対象とした全数調査。調査時期は5月1日時点。
男女別、大学進学・短期大学進学別等の各内訳項目の合計値は、表示単位未満における四捨五入により総数と一致しないことがある。
学校基本調査より出身高校の所在地県別入学者数を把握できる大学および短期大学への入学者数を対象として算出している。

性別ごとに何県からの流入, 何県への流出が多いかについて簡単に表示できる

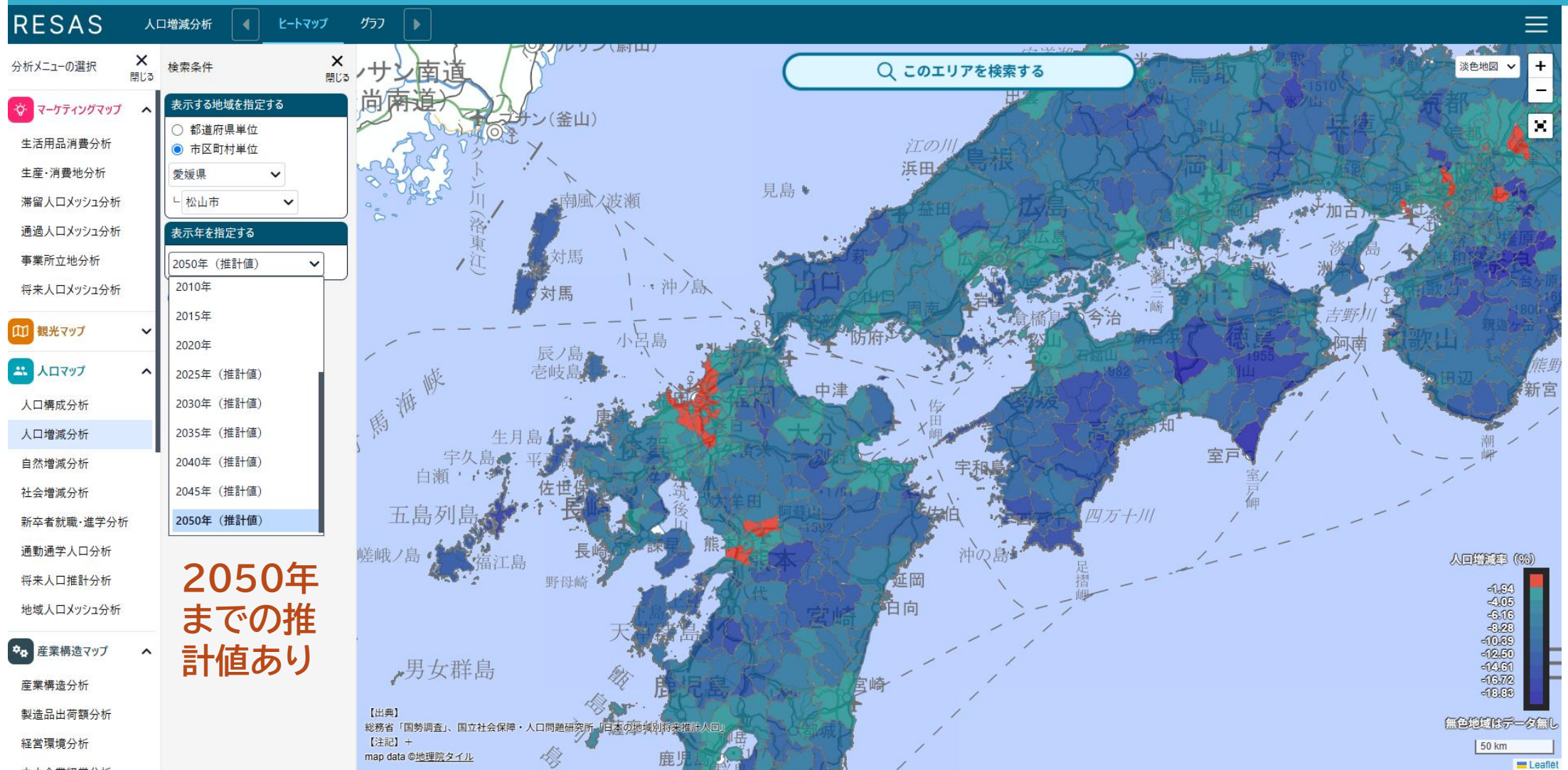
新卒者就職・進学分析



その他のマップ

- 人口マップ
 - 人口構成分析
 - 人口増減分析(2050年までの5年ごと)
 - 地域人口メッシュ分析
- マーケティングマップ
 - 将来人口メッシュ分析(250mメッシュで将来人口を見ることが出来るが、範囲が狭いのが難点)

人口増減分析(5年前人口との増減)



人口増減分析(グラフ)

検索条件 ✕ 閉じる

表示する地域を指定する

☐ 都道府県単位

☒ 市区町村単位

愛媛県 ▼

松山市 ▼

合算地域を追加する

地域を選択して追加する

愛媛県 ▼

今治市 ▼

追加する

※各データの更新時期が異なるため、合併などが行われた行政区画では「表示する地域」と「合算地域」が一致しない場合があります。

ダウンロード

合算地域を追加することで複数の市区町村の合算値を表示可

**【出典】**

総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】

2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。

人口増減率 = $(A - B) \div B$

A：「表示年を指定する」で指定した年の人口

B：Aの5年前の人口

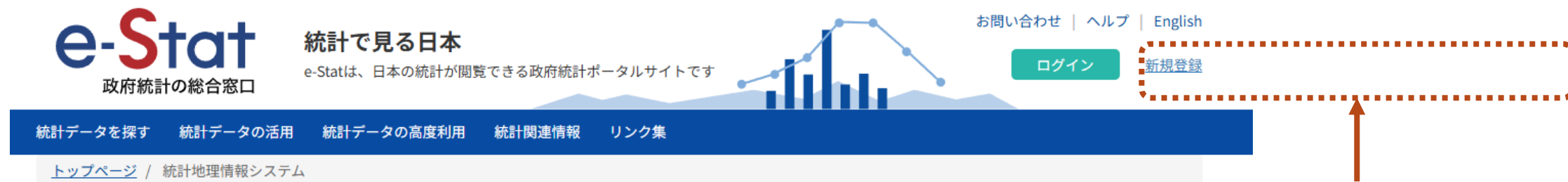
2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。

2025年以降のデータでは、福島県「浜通り地域」に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）をまとめて推計しているため表示されない。

2024年の静岡県浜松市の行政区再編によって新たに追加された「浜松市浜名区」「浜松市中央区」のデータは未公表のため、表示されない。

所属大学の周辺の状況を知る

- jSTAT MAP <https://www.e-stat.go.jp/gis>



統計地理情報システム

- ・ 各種統計データを地図上に表示し、視覚的に統計を把握できる地理情報システムとして「地図で見る統計 (jSTAT MAP)」
- ・ 「地図で見る統計 (jSTAT MAP)」に登録されている小地域又は地域メッシュ統計などの統計データ及び境界データを提供しています。

アカウントを作成しログインするほうが便利
(事前にe-Statで登録しておく必要あり)

大文字アルファベットで始まる旧アカウントユーザにつきましては、2024年7月以降jSTAT MAPにログインできません。新アカウントを作成し、ユーザデータ移行を行なってください。

>地図で見る統計 (jSTAT MAP)

地図で見る統計 (jSTAT MAP) は、誰でも使える地理情報システムです。

統計地図を作成する他に、利用者のニーズに沿った地域分析が可能となるようなさまざまな機能を提供しています。

防災、施設整備、市場分析等、各種の詳細な計画立案に資する基本的な分析が簡単にできます。

所属大学の周辺の状況を知る

- jSTAT MAP <https://www.e-stat.go.jp/gis>

地図で見る統計 (jSTAT MAP)

地図で見る統計 (jSTAT MAP) は、誰でも使える地理情報システムです。

都道府県、市区町村、小地域、地域メッシュ統計の結果を地図に表示することができます。

ログインしないで始める

【ログインしないで利用できる機能】

統計グラフ作成、エリア作成などを利用できます。

ログイン

【ログインすると利用できる機能】

・利用者が取り込んだデータを保存できます。

・リッチレポート（地域分析レポート）が利用できます。

[詳細はこちら](#)

操作方法につきましては[マニュアル](#)を参照ください。

アカウントを作成しログインするほうが便利
(事前にe-Statで登録しておく必要あり)

任意の地点からの到達圏を調べる

◀ 左パネル 統計地図作成 ファイル マニュアル等 お問い合わせ

住所、施設、郵便番号、緯度経度、メッシュコードを入力 🔍 現在地

計測 サブ地図 案内図 矩形選択 再描画 秘匿情報 終了

行政界<未選択> Google Map
☒ POI

エリア作成 ✕

既存グループを選択するか、新規グループを追加してください。

☒ 新規グループ ☐ 既存グループ

グループ名 クリックすると出現

▼ 色の設定

▼ 属性項目設定

次へ

レポート作成

統計グラフ作成

エリア作成

プロット作成

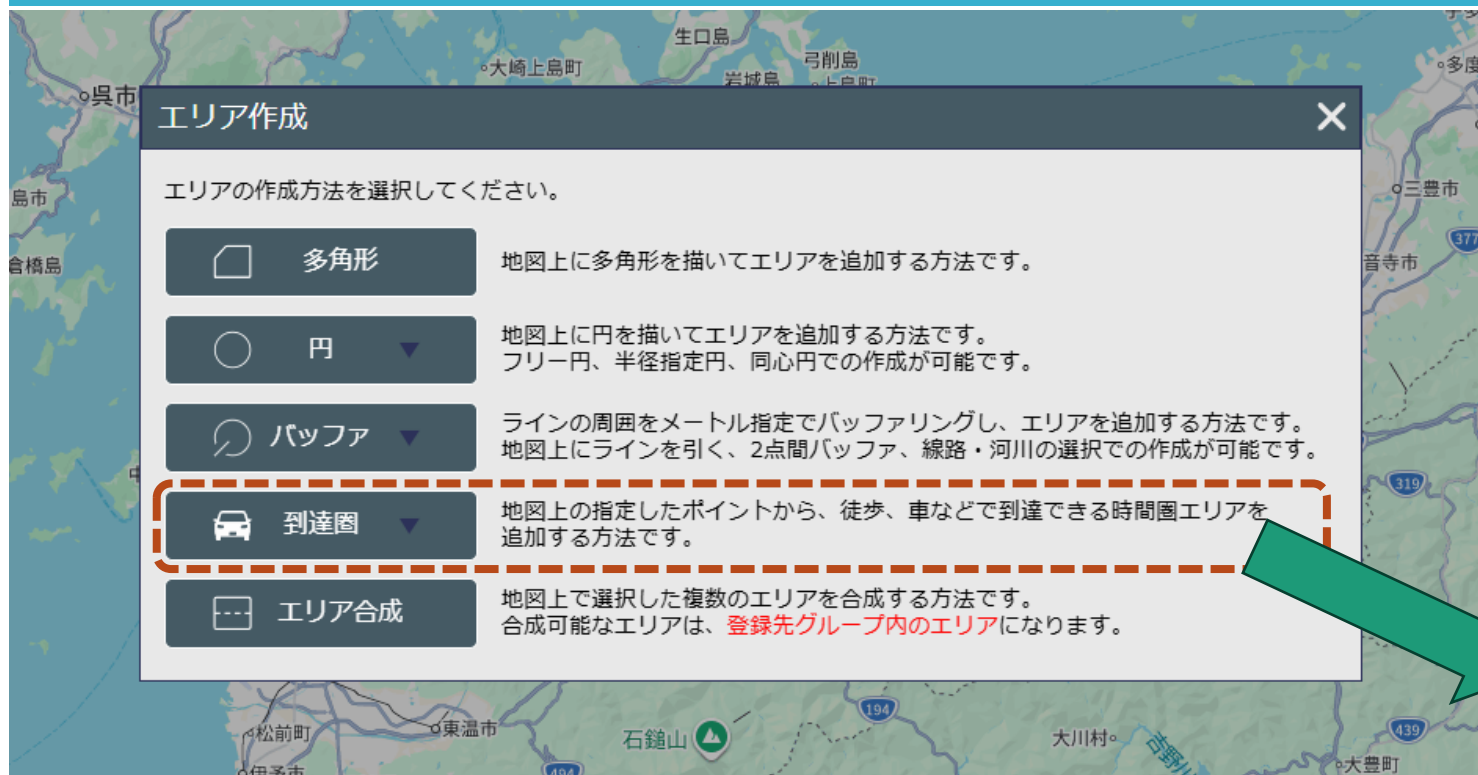
閉じる

クリックすると出現

統計地図作成

キーボードショートカット | 地図データ ©2026 | 10 km | 利用規約 | 地図の誤りを報告する

任意の地点からの到達圏を調べる



クリックすると出現

到達圏を選択すると、地図上の指定したポイントから、徒歩、車などで到達できる時間圏エリアを表示できる。
ただし、
徒歩: 時速1km~20km
車: 時速30km~80km のみ
時間: 1分~30分

到達圏

1. エリア名を入力します

2. 徒歩か車を選択します

3. 時間を指定します

4. 到達圏の中心を地図上でクリックします

5. 「登録」ボタンで登録します

エリア名:

種類: ☐ 徒歩 ☒ 車

時速(km):

時間(分):

戻る

図形キャンセル

登録

任意の地点からの到達圏を調べる

到達圏

1. エリア名を入力します
2. 徒歩か車を選択します
3. 時間を指定します
4. 到達圏の中心を地図上でクリックします
5. 「登録」ボタンで登録します

エリア名：

愛媛大学

種類：

☐ 徒歩 ☒ 車

時速(km)：

80

時間(分)：

30

戻る

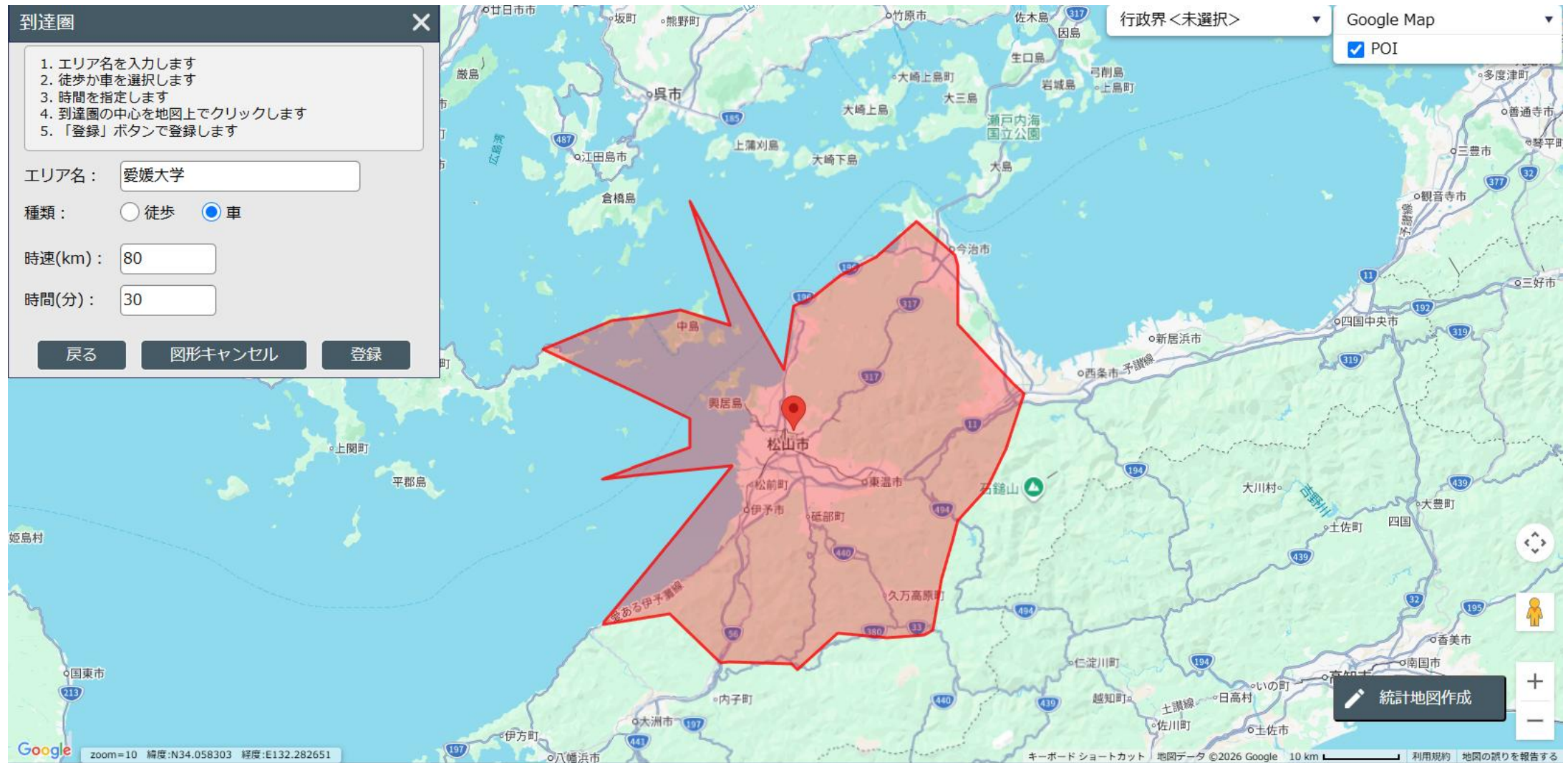
図形キャンセル

登録

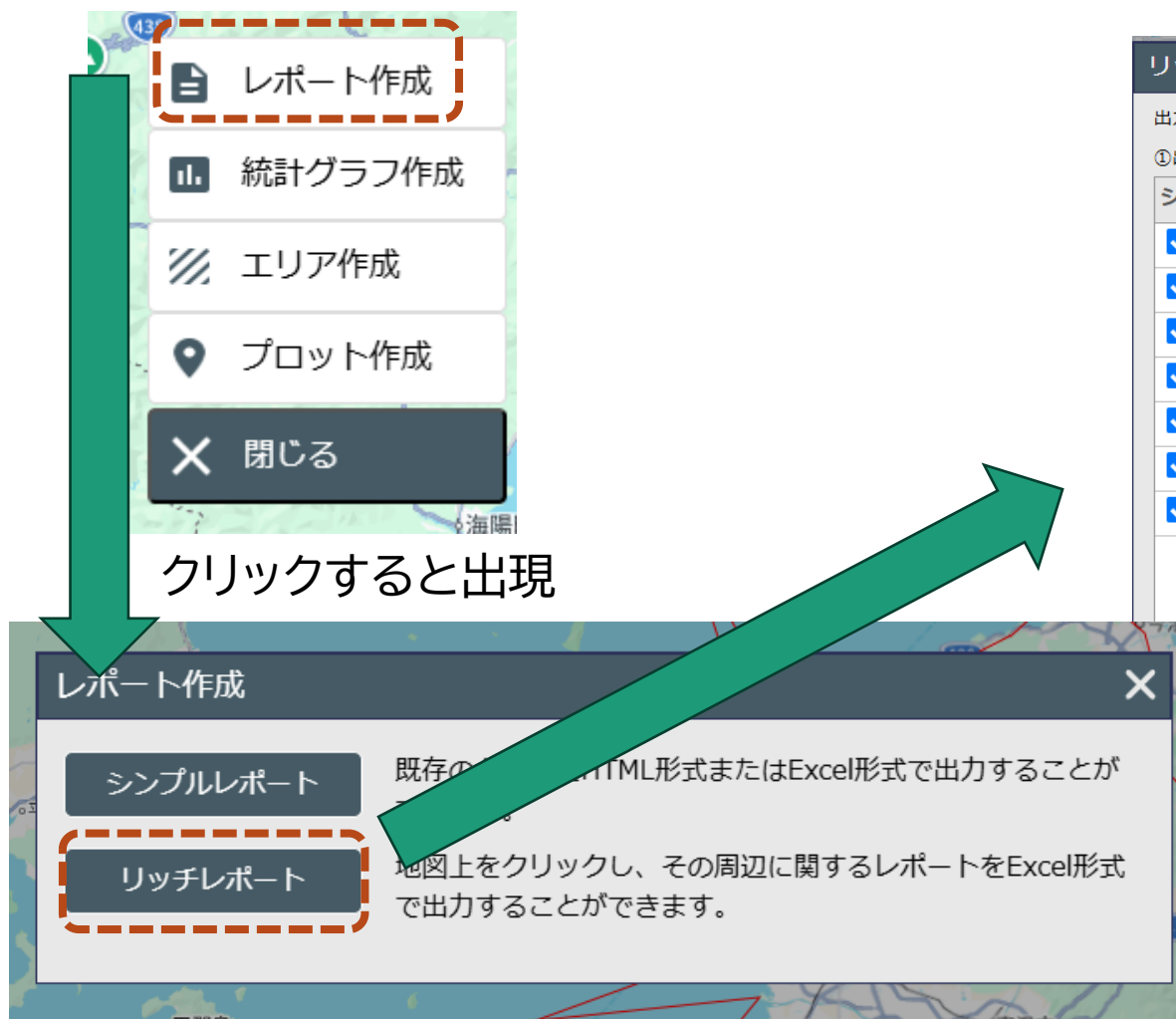


到達圏の中心を地図上で
クリック

愛媛大学城北キャンパスから時速80km・30分圏内



レポート作成



クリックすると出現

The image shows the 'リッチレポート作成' (Rich Report Creation) dialog box. It contains instructions and three sections for configuration: ① Output sheet selection, ② Analysis area selection, and ③ Survey year selection. The '円・到達圏' (Circle/Reach) option is selected under ②. The '次へ' (Next) button is at the bottom right.

リッチレポート作成

出力するシート、分析対象となるエリア、調査年次を選択し、「次へ」ボタンを押下してください。

①出力するシートを選択してください。

シート一覧
☒ 基本分析
☒ 周辺地図
☒ かかる小地域
☒ 年齢別人口
☒ 世帯数
☒ 経済センサス
☒ 人口・世帯数増減

②分析対象となるエリアを選択してください。

☒ 円・到達圏
同心円や到達圏の範囲を指定する方法です。

☐ ユーザエリア
ユーザエリアから選択する方法です。

③調査年次を選択してください。

調査年次 令和2年国勢調査

令和3年経済センサス

全選択 全解除 次へ

レポート作成

リッチレポート作成

①エリア設定を最大3つまで指定します
②調査地点を地図上でクリックします
③「リッチレポートを作成する」ボタンを押します

エリア：○ 半径指定 ● 到達圏

▲ 設定

種類：○ 徒歩 ● 車

時速： 80 km

有効	エリア	時間(分)
☒	エリア到達圏 1	10
☒	エリア到達圏 2	20
☒	エリア到達圏 3	30

戻る リッチレポートを作成する

レポート作成

✓

処理を終了しました。

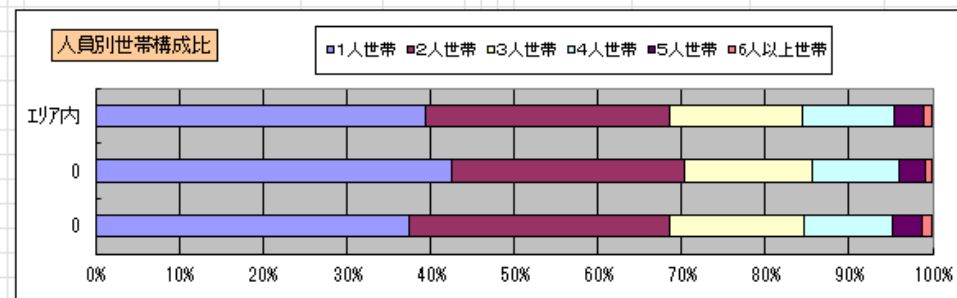
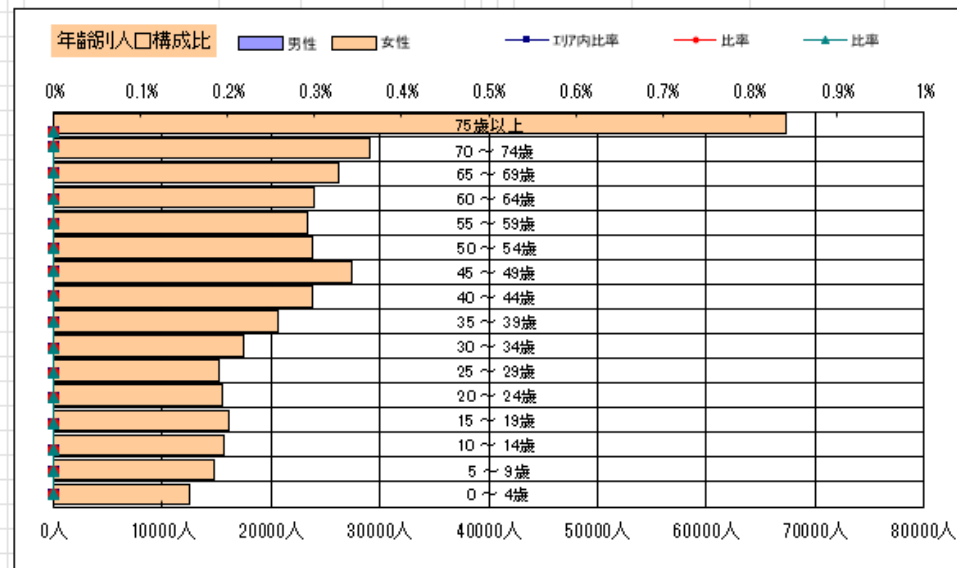
ダウンロード

エリアについて3つの距離帯を選べる

エリア作成と同様に中心点を選択

レポート作成

調査地点 愛媛県松山市文京町 エリア範囲 1次:車10分 2次:車20分 3次:車30分



データ名	人口				
	1次エリア	2次エリア	3次エリア	松山市	愛媛県
人口総数	558,040	623,532	724,984	511,192	1,334,841
男人口	262,167	293,080	341,179	240,292	633,062
女人口	295,873	330,451	383,805	270,900	701,779

75歳以上	76,058	87,988	108,080	70,640	226,536
70～74	39,034	44,656	53,889	35,834	109,484
65～69	36,351	41,550	49,482	33,100	98,259
60～64	33,742	38,377	44,942	30,745	86,175
55～59	33,563	37,532	43,668	30,854	81,987
50～54	35,187	39,075	45,113	32,258	81,435
45～49	41,945	46,381	53,485	38,252	95,072
40～44	36,176	40,009	46,088	32,734	81,256
35～39	31,314	34,697	39,973	28,198	69,877
30～34	26,885	29,565	33,874	24,465	59,466
25～29	23,902	26,215	29,810	21,999	51,731
20～24	25,006	27,652	30,713	22,832	48,334
15～19	26,366	29,208	33,008	23,861	56,405
10～14	24,781	27,561	31,940	22,229	56,942
5～9	23,703	26,314	30,331	21,222	52,904
0～4	20,247	22,202	25,365	18,229	43,918

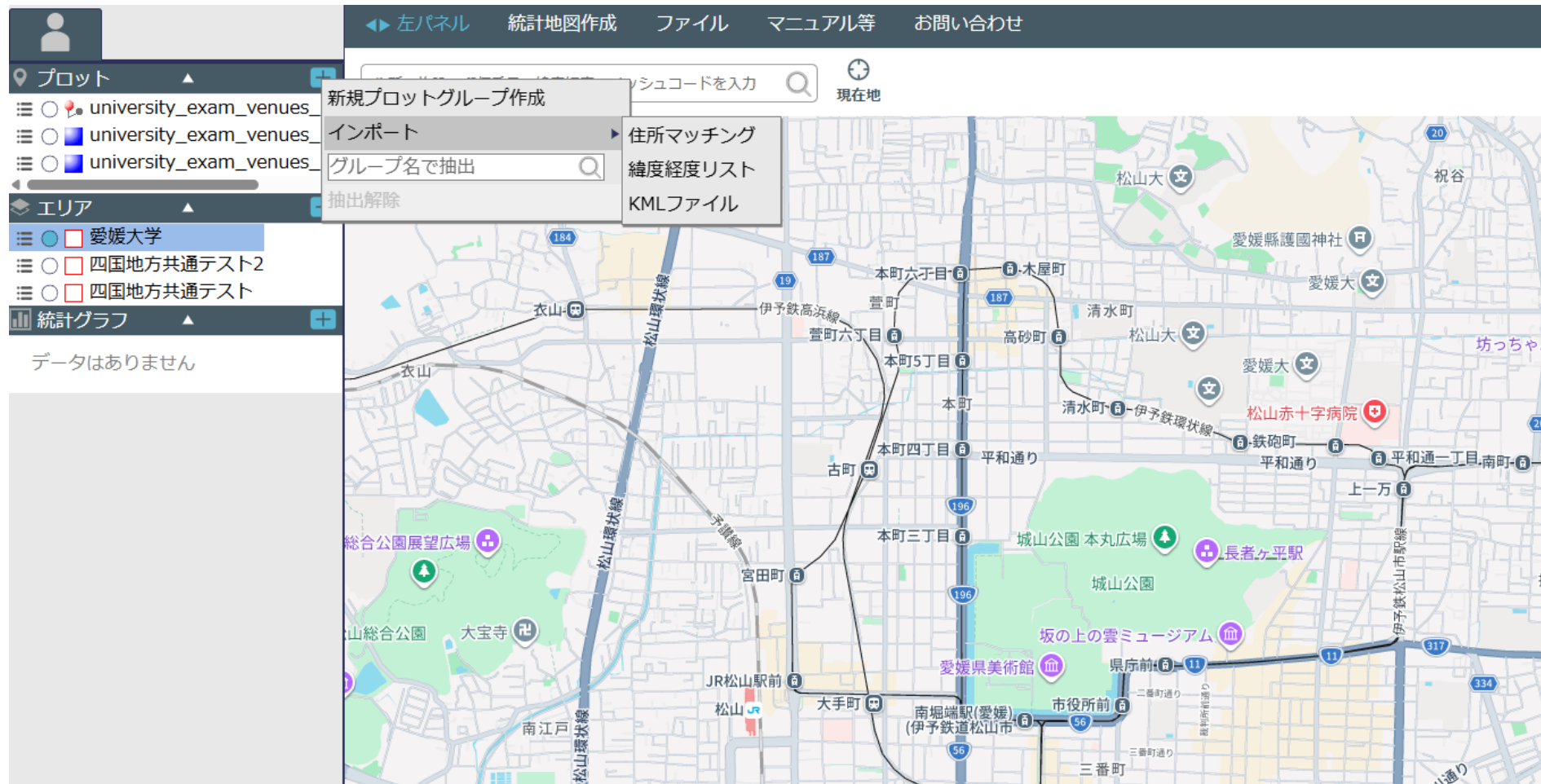
年少人口(0歳～14歳)	68,731	76,077	87,636	61,680	153,764
生産年齢人口(15歳～64歳)	314,087	348,711	400,675	286,198	711,738
老年人口(65歳以上)	151,443	174,194	211,451	139,574	434,279
15歳以上就業者数	236,819	267,786	316,293	213,929	601,302
後期高齢者数(75歳以上)	76,058	87,988	108,080	70,640	226,536

データ名	世帯数				
	1次エリア	2次エリア	3次エリア	松山市	愛媛県
一般世帯総数	258,985	286,355	330,569	240,734	599,941
単身世帯	107,093	115,811	130,376	102,516	224,773
2人以上世帯	151,892	170,544	200,193	138,218	375,168
核家族世帯	137,430	153,582	179,596	124,940	331,966
夫婦のみの世帯	51,583	57,959	69,303	47,296	135,510
夫婦と子供から成る世帯	61,441	68,529	78,939	55,275	139,040
6歳未満世帯員のいる世帯	18,879	20,679	23,603	17,027	40,521
65歳以上世帯員のいる世帯	97,577	111,872	135,216	90,083	276,030
持ち家世帯	146,879	168,254	200,662	134,785	391,873
民間借家世帯	94,305	98,531	106,160	90,516	155,455

令和2年国勢調査

愛媛大学から
時速80km
所要時間10,
20, 30分の各
エリアの人口な
どがまとまった
レポートが得ら
れる。

データのインポート



- 左側のメニューを表示してプロットの+ボタンを押すと「インポート」という項目が出現
- 自分で作成した住所リストなどを取り入れる

インポートするデータ

A	B	C	D	E	F	G	H	J
ID	都道府県	試験実施大学名	試験場名	学内学外	種別	試験場コード	志願者数	所在地1
579	徳島県	徳島大学	徳島大学試験場	学内	大学	117801	1,728	徳島市南常三島町1丁目1番地
581	徳島県	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	学内	大学	117901	430	鳴門市鳴門町高島字中島748
582	徳島県	四国大学	四国大学試験場	学内	大学	379401	285	徳島市応神町古川字戎子野123-1
583	徳島県	徳島文理大学	徳島文理大学徳島キャンパス試験場	学内	大学	379501	346	徳島市山城町西浜傍180
584	香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	学内	大学	120401	1,228	高松市幸町1番1号
585	香川県	香川大学	香川大学法学部・経済学部試験場	学内	大学	120402	744	高松市幸町2番1号
586	香川県	香川大学	香川大学農学部試験場	学内	大学	120403	508	木田郡三木町池戸2393
587	香川県	香川大学	香川大学創造工学部試験場	学内	大学	120404	575	高松市林町2217番地20
588	香川県	香川大学	香川大学医学部試験場	学内	大学	120405	398	木田郡三木町大字池戸1750番地1
589	香川県	徳島文理大学	徳島文理大学香川キャンパス試験場	学内	大学	379502	276	さぬき市志度1314-1
590	香川県	四国学院大学	四国学院大学試験場	学内	大学	379601	396	善通寺市文京町三丁目2番1号
591	香川県	高松大学	高松大学試験場	学内	大学	392201	400	高松市春日町960
592	愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	学内	大学	118201	3,583	松山市文京町3番
593	愛媛県	愛媛大学	愛媛大学農学部試験場	学内	大学	118202	468	松山市樽味3丁目5番7号
594	愛媛県	松山大学	松山大学試験場	学内	大学	379701	1,500	松山市文京町4番地2
595	高知県	高知大学	高知大学朝倉キャンパス試験場	学内	大学	120501	1,461	高知市曙町二丁目5番1号
596	高知県	高知大学	高知大学岡豊キャンパス試験場	学内	大学	120502	350	南国市岡豊町小蓮
597	高知県	高知県立大学	高知県立大学永国寺キャンパス試験場	学内	大学	232901	460	高知市永国寺町2-22
598	高知県	高知工科大学	高知工科大学香美キャンパス試験場	学内	大学	239201	350	香美市土佐山田町宮ノ口185

2021年度大学入学共通テスト会場のうち四国地方の会場データ
(大学入試センターの公開資料を基にChatGPTでcsv形式に変更して作成)

インポートデータの読み込み

住所マッチングインポート

住所名リストから自動的に緯度経度を付与して地図上にプロット作成する方法です。
取り込むファイル（.xlsx、.csv）を指定してください。【[ファイル形式の詳細はこちら](#)】

ファイル：

university_exam_venues_2021Shikoku.csv

参照

※文字コードはShift-JISです。UTF-8の場合は、先にUTF-8にチェックしてください。

☒ UTF-8

住所列：

所在地1

グループ名：

university_exam_venues_2021Shikoku

※指定しない場合は、ファイル名（拡張子を除く）をグループ名に設定します。

アイコン：

 人型(青)



※1回での取り込み可能な件数は最大500件であり、それを越えた分のデータは取り込まれません。
(1日あたり最大1,000件、1月あたり最大3,000件です)

インポート

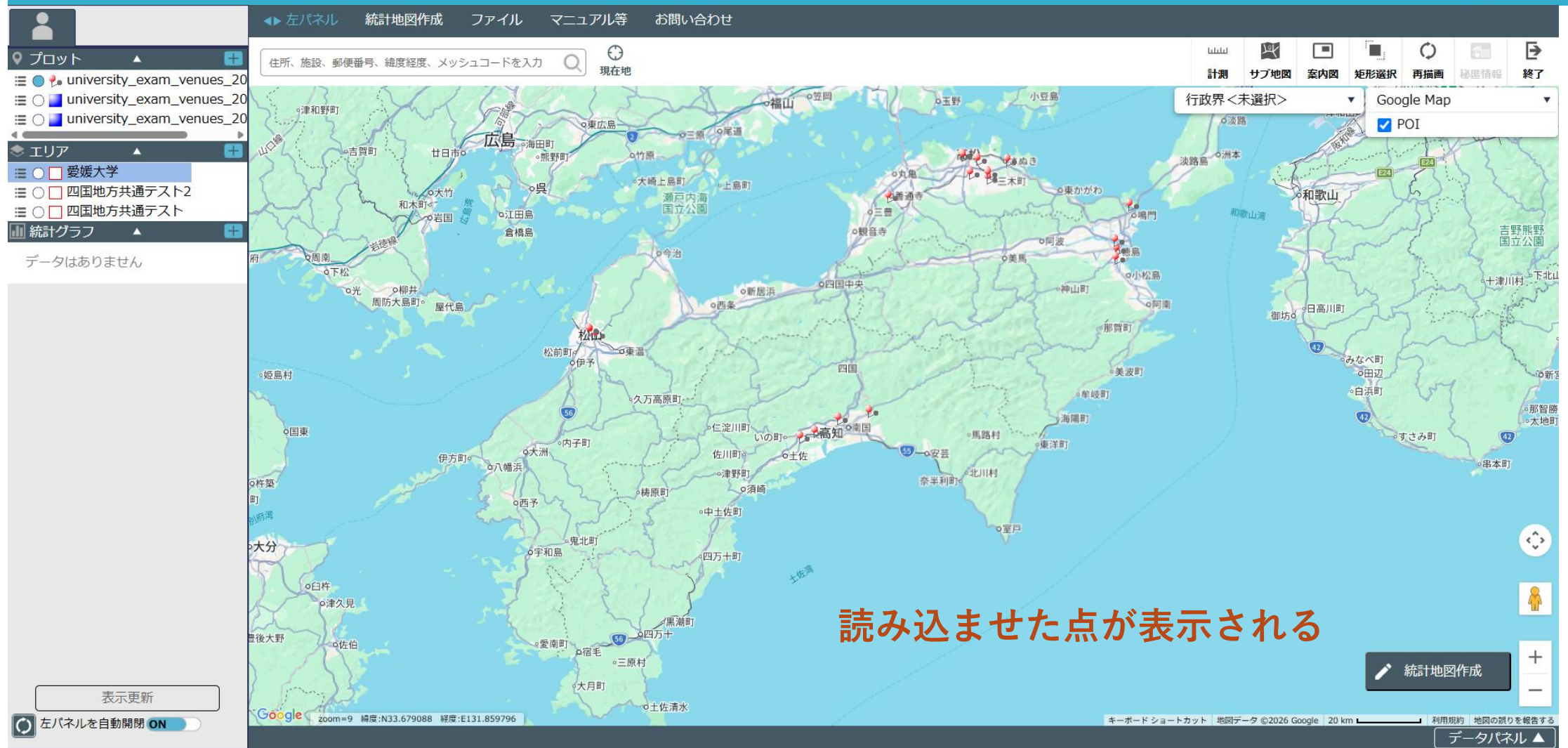
Windowsでcsvファイルを読み込む
場合にはUTF-8にチェックを入れる

住所データのある列を選択

インポート可能数には上限がある

設定が終わったら押す

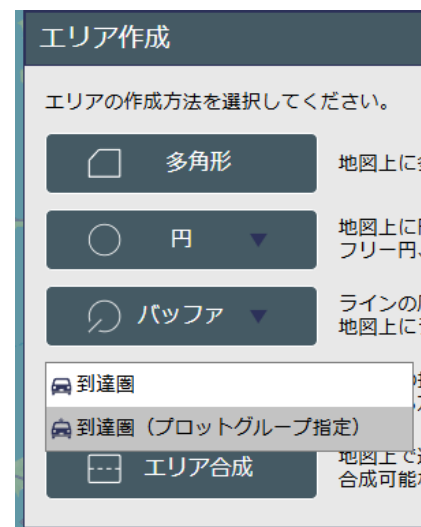
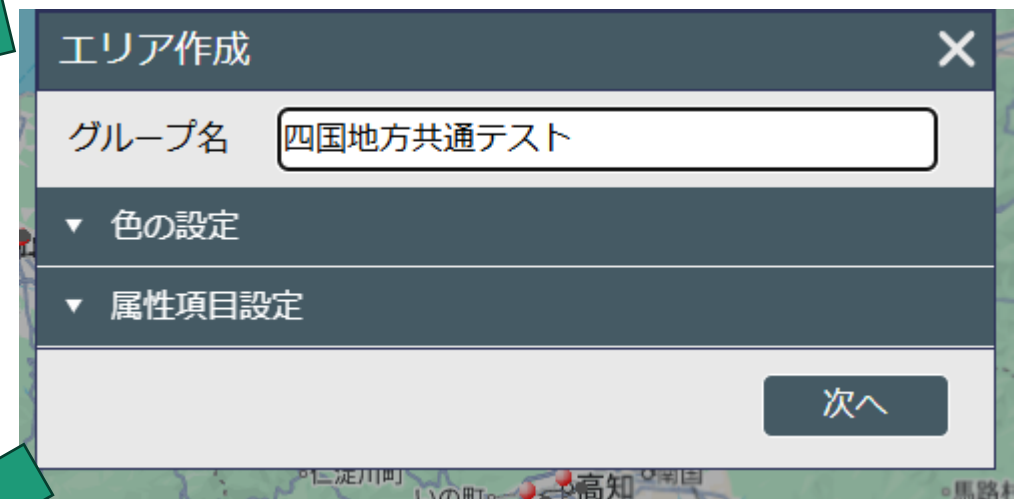
読み込み後



エリアの作成で複数の点からの到達圏



エリアの横の+ボタンを押し、
新規エリアグループ作成を選択



到達圏を押し、
到達圏(プロットグループ指定)を押す

つづき

到達圏（プロットグループ指定）

プロットグループを選択し、到達圏時間を指定してください。

プロットグループ名：

検索文字を入力してください。

クリア

プロットグループ選択

到達圏設定

既存プロットグループ一覧

university_exam_ve...

university_exam_ve...

university_exam_ve...

種類：

徒歩

車

時速(km)：

80

有効	到達圏	時間(分)
☒	第1到達圏	10
☒	第2到達圏	20
☒	第3到達圏	30
☐	第4到達圏	
☐	第5到達圏	

作成種類：

累積型

ドーナツ型

エリア作成範囲

範囲：

すべて

画面範囲内のみ

戻る

到達圏一括作成開始

先ほど作成したプロットグループ
を選択

車 80km/h
到達圏として10, 20, 30分の3
段階を設定

設定が完了したら右下の「到達圏
一括作成開始」を押す

エリアの作成で複数の点からの到達圏



振り返り

- 自身の関心のある県・地域や所属機関について, RESAS やjSTAT MAPあるいはそれ以外のBIツールやGISなど「地図による可視化」でどのような分析を行いたいか考えてください。

まとめ

1. 地理的アクセスは、「近くに大学があるか」だけでは捉えられない
 - 高校生人口, 大学・短大の配置と収容性, 交通条件を組み合わせる必要がある。
 - 18歳人口の減少⇒収容定員の減少≠キャンパス数(大学数)の減少
 - 高校生人口分布を踏まえ、どこでどの程度の機会を維持するかが重要
2. 全国平均の改善と、地域ごとの課題は併存
 - 最寄り大学等までの距離が縮小していても、選択肢や収容性, 将来の若年人口分布を踏まえると、状況は地域によって異なる。

まとめ(つづき)

3. 地図を見ながら, 地域で問いを共有する

➤ 地域の現状を地図やデータで確かめ, 高等教育機会について考えることは, 個別大学だけでは完結しない課題。さらに, 地域の範囲は都道府県とは限らない。

- 仮に地域全体で収容定員を縮小するとすれば「**誰かが縮む**」か, 「**みんなで縮む**」か (恐らくその間)

= 地域の中で個別大学はライバルなのか, 仲間なのか?

(地理的アクセスを確保しつつも, 協調し, かつ計画的な定員調整は可能だろうか?)

ご清聴ありがとうございました。